

令和5年第2回那須烏山市議会6月定例会（第3日）

令和5年6月8日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時11分

◎出席議員（14名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
12番	渋井由放	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

11番 田島信二

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	小原沢一幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

村 上 和 史

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様方には、お忙しい中、足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいま出席している議員は14名でございます。

11番田島信二議員から欠席の通知がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（渋井由放） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて75分までとしておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の75分を超えた場合は制止をいたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解を願います。

なお、通告された質問の要旨からは想定できない内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いを申し上げます。

通告に基づき、16番平塚英教議員の発言を許します。

その前に、平塚議員から資料提供の要望がございまして、許可をいたしまして皆さんのお手元に配付させていただいておりますので、御了解ください。

16番平塚英教議員。

[16番 平塚英教 登壇]

○16番（平塚英教） おはようございます。16番平塚英教でございます。

6月定例会一般質問2日目のトップバッターとして、一般質問を通告に従いまして行いたいと思います。私ごとで誠に恐縮でございますが、今回の一般質問で、町議、市議合わせて160回目の一般質問でございます。メモリアル質問でございますので、執行部におかれましても、前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それでは通告に従いまして一般質問を行います。まず、高齢者福祉対策と成年後見制度についてお伺いいたします。

まず、市の健康福祉課で確認してきましたところ、本年4月1日で65歳以上の人口は

9,421人であり、高齢化率は38.5%ということでもあります。そして、75歳以上の人口は4,936人。高齢化人口比率は20.27%ということでもあります。つまり、本市の人口の約4割近くの方が65歳以上であり、5人に1人以上が75歳となっていると、このような状況でございます。

このように本市の高齢化が進行している中で、介護を必要とする高齢者が増加しているのも現実であります。特に認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家庭介護力の低下が全国的にも問題となっております。

市内の高齢者医療支援体制や、高齢者福祉の本市の現状と対策をどのように進めているのか、改めて伺いをいたします。

また、ますます高齢化が進むことが予想される中で、高齢者医療及び高齢者福祉の供給、並びに支援体制をどのように構築、強化していくのか、今後の課題についても説明を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 高齢者の医療支援や高齢者福祉体制の現状と対策及び今後の課題についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市の高齢者は増加しており、令和5年4月1日現在、高齢化率は38.6%であります。そのうち75歳以上の後期高齢者は半数以上を占め、人口減少に伴い高齢者数は減少するものの、後期高齢者の割合は増加しております。

本市における後期高齢者1人当たりの医療費は、令和3年度において県内で最も低く、これは本市の後期高齢者健康診査受診率が40%を超え、県内上位の受診率であることや、地域で実施している高齢者を対象とした各種事業の効果であると考えております。

本市におきましては、健康寿命の延伸、フレイル予防の取組として、高齢者の居場所や生きがいがづくりを目的に、高齢者ふれあいの里事業、いきいきサロン等を展開しております。

これらの事業は、高齢者自身の取組となっており、地域においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、高齢者見守りネットワークをはじめ、認知症サポーターの養成、高齢者の居場所づくりを通じた見守り支援の強化等、地域の支え合い体制づくりを推進しているところであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度から3年度におきましては、高齢者サロン、高齢者ふれあいの里事業等を中止せざるを得ない状況が続くことで、高齢者の閉じ籠もりにより、フレイル状態の高齢者の増加が懸念されたところであります。

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことを受け、感染症対策を取

りながら地域での事業を継続するとともに、コロナ禍で見えてきた筋力低下や嚥下、そしゃく、認知機能の低下等の課題に取り組んでいく考えであります。

また、高齢社会を支える基盤でもある在宅医療・介護については、市内の訪問看護ステーションが現在4か所、通所リハビリテーション及びデイサービス事業所が14か所開設されており、在宅サービスの拡充が進んでおります。

特に、コロナ禍においては、医療機関の受診が制限される中で、訪問看護ステーションが果たした役割は大きいと感じています。

今後も、医療・介護関係機関との連携により、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう、医師会をはじめとする関係機関や、医師等の専門職との緊密化を図り、切れ目のない在宅医療・介護の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） まず、高齢者医療の関係なんですけども、去年の10月から高齢者医療費が1割から2割に引き上がっております。この中で一定所得以上、現役並みの所得の方は3割ということでございますが、高齢者医療の中で被保険者の大体20%というふうに聞いておりますが、本市においては何%ぐらいの方が1割から2割、また3割と引き上がったのか、数字があればお示しいただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 申し訳ありません。手元に資料がございませんので、後ほどお知らせいたしたいと思っております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この10年間で、公的年金が実質6.7%も削減されていると、こういう中で、高齢者医療が2倍になるということでございますので、私としては、これは非常に問題があると考えております。この点については、後日、また質問したいと思っております。

次に、認知症対策でございますが、認知症については、先ほど市長のほうから様々な対応をされているというふうには聞いたんですが、やはり認知症の方、そしてその家族の方の視点に立って、それを支援するというところで進めていただきたいと思うんですが、認知症の人や、不安に思っている家族の相談に乗り、医療・介護を地域のサービスにつなげる役割を担う体制を、もう一度御回答いただきたいと思います。他の自治体では認知症地域支援推進員というのを選定しておりまして、そのような推進員は、認知症の人と家族の視点を重視して、相談や対応に当たっているということでございますが、本市においてはこの認知症対策についてどのようにやっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 今の御質問についてお答えしたいと思います。

市長答弁のほうからでもございましたとおり、地域におきましても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指しまして、高齢者の見守りネットワークをはじめ、認知症サポーターの養成、高齢者の居場所づくりを通じた見守り支援の強化と地域の体制づくりを推進しているところでございます。

認知症サポーターにつきましては、市としましても育成を図っている状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市が行っている事業の中で、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業の実施というのがやられておりますよね。

その中で、特に健康増進グループ、市民課国保医療グループの連携の下に、ふれあいの里等でフレイル講座や、健康状態不明者に対して戸別訪問等による状態把握を行っているというところの報告書にあるんですが、これは非常にいいことではないかなと私は思っているんですが、さらに医療関係と介護関係と手を合わせていただいて、高齢者福祉・医療の体制を強化していただきたいと思うんですが、答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問でございますが、議員御理解のとおり、健康福祉課と市民課合わせまして、高齢者の保健事業、介護予防等の一体的なことを実施しております。

内容としましては、ハイリスクアプローチということで、要はリスクの高い方に対するアプローチ、あとポピュレーションアプローチということで、例えばふれあいの里とか、そういうところの団体に行きまして、研修等を行うアプローチを行っております。

実績でございますが、ハイリスクアプローチのほうは、メニューが4つございます。まず、栄養指導というのがありまして、そちらのほうは昨年度の実績はなし。糖尿病性腎症重症化予防、こちらの実績として1名、その他、生活習慣病重症化予防としまして、保健指導が1名実施というところでございます。健康状態不明者等としまして、郵送もしくは訪問によりまして52名の方に対して実施しております。

ポピュレーションアプローチにつきましては、ふれあいの里15か所におきまして、延べ348名に実施しております。フレイル状態の把握と体力測定なんですけど、こちらに関しましては16か所で198名の方を対象として行っております。

議員がおっしゃられたとおり、今後につきましても、医療と介護予防が連携しまして、実施

はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 介護関係についてもいろいろ申し上げたいことがあるんですが、質問が立て込んでおりますので、次の機会に譲りたいと思います。

次に、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話をするための介護サービスや、施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする必要があっても、本人自らがこれらのことをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、十分に判断ができず契約を結んでしまい、悪質商法の被害を被ることもあり、このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度として成年後見制度がありますが、全国の先進地域の取組として成年後見制度利用促進計画を自治体で作成して、成年後見サポートセンターを開設して、市民後見人の育成に努め、支え合い、思い合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活できる地域づくり事業を推進している自治体もあります。

本市の独居老人世帯は、昨年10月1日で1,196人と、独居ですから独居老人は1,196人ということになります。このように市内の独居老人世帯が増えている中で、本市の成年後見制度の取組と対策をどのように進めているのか、お伺いするものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 成年後見制度の利用促進に向けた対策についてお答えいたします。

本市におきましては、これまで、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携し、市民や関係機関からの成年後見制度の相談に応じ、申立人がいない場合には市長が申立てを行うなど、制度利用に必要な支援を行っております。

しかしながら、高齢化率が高い本市において、高齢者が認知症や障害を抱えて、安心して自分らしい生活を続けていくためには、成年後見制度の利用も含め、一人ひとりの権利を守るための取組が一層重要になると考えております。

こうした実情を踏まえ、議員御指摘の権利擁護の中心的な役割を担う中核機関としてのサポートセンターの設置を目指し、成年後見制度に関する相談窓口の明確化、制度の広報・啓発、制度利用に向けたきめ細やかなサポート、そして、関係機関・団体とのネットワークを構築し、支援を必要とする市民の早期発見など、成年後見制度の利用促進に向けた支援の充実、強化を図ってまいりたいと考えております。

今後も、市民一人ひとりの尊厳を守り、さらには市民、行政、福祉関係団体の連携、協力の

下、誰もがともに支え合う地域共生社会のまちづくりを推進してまいる所存でありますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 独居老人世帯が1,196人ですから、市内、大体1万世帯だと思うので、10%以上が独居老人世帯になっているということでございます。

成年後見制度の相談件数は少ないかもしれませんが、実際に何かあってからどうするかという対応をしますと、大変混乱することが予想されます。

そういうことで、平時の段階から成年後見制度について、市民への周知と理解を得るようなPRが必要ではないかと。相談窓口は今やられているということでございますので、それについても、そういうのがあるよというのは周知していただきたいなど。

それで、将来的には市の成年後見支援センターを開設していきたいということでございますので、ぜひともそれを進めていただきたい。並びに市民後見人の育成にも努めていただきたいと思いますが、もう一度、何点か答弁をいただければと思います。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 御意見ありがとうございます。

議員御理解のとおり、高齢化率は進んでおります。今後、後見人が必要な方はどんどん増えてくると思われれます。ですので、ある程度、住民の方に関しては、周知はしていきたいと考えております。ただ、お知らせ版等に載せるような内容とはちょっと違うのかなという感じがします。全市民に対して周知するものでなく、必要な方に対して周知するものだと思いますので、現時点では、社会福祉協議会とか民生委員を通しまして、掘り起こしをさせていただいているところではございます。ですので、それに合わせまして、何がしかの周知の方法は検討していきたいと思っております。

今、議員のほうからありました市民後見人についてでございますが、先々月ぐらいに新聞に報道が載っていたところですが、栃木市におきまして、県内で初めての市民後見人が選定されたということで載っております。

情報収集したんですが、年間50時間程度のカリキュラムを受けた上での選定ということも聞いたものですから、なかなかハードルも高いところはあるかと思うんですが、その辺も調査した上で、もしできるのであれば、そういう方向も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 具体的には、地域においては、民生委員さんが相談に当たられる場合が多いのかなというふうに思います。烏山で45人、南那須で28人と、合計73人の民生

委員さんがいらっしゃいますが、ぜひとも、その民生委員さんの中でも成年後見制度について御理解をいただいて、進めるようお願いいたします。

次に、ヤングケアラーの状況と支援対策についてお伺いをいたします。ヤングケアラーとは、病気や障害のある家族・親族の介護や面倒に非常に忙しく、それについていて、本来受けるべき教育が受けられない子供たちのことでもあります。家族のケアをすることにより、学業に悪影響をもたらし、交友関係が希薄になる。自分の時間が持てず、睡眠不足や生活のリズムを壊しかねない、健康が損なわれる、就学機会の制限にもつながるなどの大きな問題が指摘されているところでもあります。

県内の小学生・中学生・高校生、約5万2,000人を対象とした県のヤングケアラー実態調査が昨年7月に行われたところでもあります。世話する家族がいるという回答があったのが、小学生で12%、中学生で8.2%、高校生で5%との結果であり、小中高とも全国の平均を上回っているということでもあります。

そこで、本市のヤングケアラーの実態をどのように把握されているか。また、どのような支援対策を講じているのか、説明を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市のヤングケアラーの状況と支援対策についてお答えいたします。

栃木県におきましては、昨年12月にヤングケアラー及びその家庭への支援体制を確立する基礎資料とともに、ヤングケアラーに関する認知度や理解の促進を図ることを目的とし、県内全ての小学校6年生、中学2年生、高校2年生を対象としたヤングケアラー実態調査を実施しました。

令和3年度に国で実施した調査とは対象者の抽出方法や調査の実施期間等が異なるため、国の調査と比較して一概にヤングケアラーが多いとは言えない部分もございますが、議員がおっしゃるとおり、小中高とも全国を上回る結果となりました。

議員の御質問の本市の状況につきましては、「世話をしている家族がいる」と答えた割合は、小学生が18.1%、中学生が6.8%、高校生が2.8%となっており、小学生においては県の値を上回っております。

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことを言います。家事や家族の世話を行っている子供が全て問題というわけではなく、家族のケアをすることにより、子供自身の勉強や遊び時間が圧迫され、身体的、心理的負担に至るところが問題となっております。

ヤングケアラーは、貧困家庭などの問題に比べて外部から発見しにくく、支援が必要な子供の把握が難しい面もあり、支援には地域や学校などの様々な視点からのフォローが必要と考え

ております。また、子供が疲弊し、教育機会を逃す前に、早期に対応することも重要であると感じております。

本当の意味でのヤングケアラーを円滑、適切に見つけ出す方法を確立させるとともに、相談窓口の一元化を含めた体制整備に向け、学校教育課や健康福祉課など関連課と連携を図り、早急に支援体制を整備していくとともに、先進市町などの事例を参考にしながら、具体的な支援策を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） このヤングケアラーの調査は、昨年の7月、小学校6年生、中学校2年生、高校2年生、県内5万2,000人を対象に行ったものでございます。

先ほど市内の状況については市長の答弁がありましたが、小学校6年生、中学校2年生、高校2年生という限定された調査でございますので、また、調査の中身も、自分の親とか、じいちゃん、ばあちゃんを世話しているという大変重いケアもあるだろうし、自分の兄弟の面倒を見ているというのも世話しているというような調査にもなっているということで、非常にその辺がアバウトなんだそうですね。したがって、明確にその辺を、市独自にさらに何らかの方法で調査をして、家族のケアのために学業や学校生活に支障があっては困りますので、その辺の実情をつかんでいただきたい。

そして、他の自治体でもやっているのは、調査結果、去年の7月の調査について公表しているんです。それについて、本市はまだやってないかなというふうに思うんですが、ぜひ改めて、独自調査をして、対応していただきたいなと思います。

問題は、国の支援施策があるんです。その中で、一番は、そういう大変つらい思いをしている子供たちの早期把握が1点です。2つ目は、そういう方々に対して相談に乗る支援をするというのが2つ目。あとは家事育児の支援と、最後は介護サービスの公的な提供というんですか、そういうような国の支援マニュアルがあるんです。

それに沿って、先ほど市長答弁がありましたような、こども課だけではなく健康福祉課、学校教育課と、これが一体となって、ヤングケアラーのために、学業に支障があっては困りますので、問題の把握と具体的な対策を取っていただきたいと思うんですが、もう一度、御回答をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの御質問にお答えいたします。

那須烏山市の特に小学生における18.1%の数字については、こども課としても重く受け止めております。ただ、議員がおっしゃったとおり、世話をする家族がいるかとの問いに、いと回答した18.1%の中には、通常のいわゆるお手伝いの部分も含まれていると予想され

まして、家族のケアにより本人の勉強時間や遊び時間が圧迫され、身体的・心理的負担になっている児童は、この数字よりは少ないのではないかと受け止めているところでございます。

ヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな問題であること、また、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっております。まして、ヤングケアラーを早期に発見した上で、福祉、介護、医療、教育などといった様々な分野が連携して対応することが重要であると認識しております。

現在、那須烏山市では、令和6年4月からのこども家庭センターの開設に向けて、こども課が中心となりまして、学校教育課や健康福祉課などと、今、協議を進めているところでございます。

これは、子供・子育て世帯を包括的に支援する拠点となるもので、妊産婦の支援から、いじめ、不登校、まさにヤングケアラーなどの相談、支援を幅広く、切れ目のない支援を行うものです。この開設準備を進める中で、ヤングケアラー対策についても、しっかり協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ぜひ、正確なデータを得るための市の独自調査をして、市民に公表していただきたいと。併せて、今、担当課長のお話がありましたような対策を急いでいただきたいなというふうに思うんです。

これは質問通告には出していなかったんですが、本当の重いヤングケアラーで困っている方は、実際には就学援助を受けている、そういう児童生徒が多いのではないかなというふうに思うんです。

それで、他の自治体にいろいろ聞いてみましたところ、日光市におきましては平成22年度から、もう10年以上前です、就学援助に眼鏡の作成も認められているということでございます。令和4年3月末で、これまでにこの支援を受けた小学生が152人、中学生が238人ということで、390人に、検眼して眼鏡をつくるわけですが、検眼検査料が3,000円まで。眼鏡を作成するのに1万7,000円までが上限で、就学援助の対象で行っているということでございます。

本市においても、ぜひこれに取り組んでいただきたいなというふうに思うんですが、御回答をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 就学援助の件で、今、御質問がありましたので回答させていただきます。

就学援助につきましては、要保護と準要保護で分かれております。市独自で、市の考え方で

支援できるというものは、準要保護でございます。

今、議員がおっしゃられた眼鏡の件につきましては、県内では日光市と上三川町が実施しております。全国的に見ると、最近では眼鏡の支援というのも増えているわけですが、様々な基準がその市町村によって異なっております。

本市につきましても、眼鏡については、今のところまだ対象とはなっていませんが、全国的なそういった流れということを調査研究させていただきまして、本当に那須烏山市にとって必要なものなのかどうかということで、いろいろと判断をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ぜひ、家庭環境において就学が滞るといったことのないように、本当に福祉の心で、そういう児童生徒を温かく支援していただきたいということを訴えたいと思います。

次に、3つ目の質問でございます。重いランドセル対策についてお尋ねいたします。

小学校に通学するための子供たちのランドセルは、年々重さを増しております。教科書はカラー刷りが増え、教科書1冊1冊が重くなり、また、GIGAスクール構想を受けて児童一人ひとりにタブレットが支給され、さらに重さを増しております。ランドセルの重さは、約6キロから7キロに達するというところでございます。小学校1年生の平均体重は約20キロということでございまして、その体重の3分の1もの重いランドセルを背負って毎日学校に通うのは大変な重労働だと私は考えます。

2018年に、ランドセルが重過ぎるとの国民の声に、文部科学省は学校に教科書を置いていく置き勉を認めていると聞いておりますが、この重いランドセル問題は依然として解消されていないのが実情でございます。本市における重いランドセル問題の実態と対策をどのように講じているのか、お伺いをするものであります。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 重いランドセル問題の実態と対策についてお答えいたします。

文部科学省が学校に教科書を置いていく置き勉を認めているという議員の御指摘については、本市でも了解しております。これを受けて市内の全ての小学校では既に置き勉が実施されております。宿題や家庭学習で使用する教科書以外は持ち帰らず学校に置いたままにしております。そのため、背負うランドセルの重さは以前よりも軽減されておりますが、まだ学校に慣れていない新1年生や体の小さい低学年の児童にとっては、負担になっている場合もございます。

併せて、現在はタブレットの持ち帰りを推奨しておりますので、プラスやはり1キロ弱の重

さが子供たちには負担になっているかなと思っております。

重いランドセル問題の対策の一つがデジタル教科書の促進ですが、文部科学省の方針に基づき、デジタル教科書の普及を推進することにより、教科書の重さをさらに軽減し、子供たちの負担が少なくなることが期待されております。

現在、市内小中学校で国のデジタル教科書における実証事業を行っており、それらの結果をもとに、デジタル教科書の導入時期や教科等を検討しております。

今後も引き続き、子供たちの負担軽減に向けた取組を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この重いランドセル問題、先ほども述べましたが、小学校1年生の平均体重が20キロということで、背負うランドセルが6キロから7キロと、60キロの大人からしますと、約18キロから20キロの荷物をしょって学校に通うと、こういうようなことになりますので、あるアンケートによりますと、低学年の3人に1人が、ランドセルの重さや体にフィットしないことを理由に体調の不良を訴えるという問題も発生していると聞いております。子供たちの健康面を考慮して、ぜひとも対策をお願いしたいと思っております。

置き勉もありますが、タブレットをはじめ貴重品については、鍵もかからない机に置いていくというのも、なかなか抵抗があるのかなというふうには思うんですけども、既に全国の自治体では、学習机に鍵のかかるようなものを導入して、今年の春から進めているところもあると聞いております。

ぜひ、問題が起きないように、各学校において対処方法は違うんでしょうか。その辺、校長会とか、そういうところで話し合っ、ある程度統一した体制でもって進めていただきたいなというふうには思うんですが、置き勉については統一されておりますか。それとも、各校でいいよというふうにはなっているけれども、やり方については、ばらばらなのか、その辺はどのように把握されているでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教育委員会で把握している限りにおいては、全校そろって置き勉を認めていると、そのような状況でございます。

ただ、細かく、これを持ち帰ってください、あれを持ち帰ってくださいというのは、日によって、または学校によって違いますけれども、置き勉そのものについては、全校統一されております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市内の1年生は今年139人と、2年生が130人と、3年生が

144人ということでございますので、そういうことで、大変重いランドセルで苦勞されていると思います。

そこで、皆さんのお手元に写真をお配りしたんですが、これはさんぼセルというもので、重過ぎるランドセルを何とかしたいということで、支柱を付けて、タイヤを下に付けて、言わばキャリーバッグのように引いて歩くことができるということで、重さは10分の1に軽減できるという内容だそうでございます。

これは日光市の子供が考えたそうなんですが、これをメーカーが取り上げて、このさんぼセルをつくりましたところ、全国で7,000個売れたとこういうような代物だそうでございます。

ぜひとも、もしこういうものでも通学していいよということであれば、お認めいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） さんぼセルにつきましては、数か月前に新聞で大きく報道されておりましたので、理解しております。

この使用について、学校で制限を設けるということはありませんので、御希望をなされる方は十分それを利用していただいて結構だと思います。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 子供も大変苦勞されていると思うんですが、ぜひとも重いランドセル問題、タブレットを導入してペーパーレスでなるべく荷物を軽くしようということだったんですが、ますます重くなっているというこの矛盾が大きな問題だと思います。子供たちに負担にならないような対策を、さらに研究をして進めていただきたいと思います。

次に、防災集団移転促進事業についてお尋ねをいたします。

防災集団移転促進事業につきましては、3月定例会終了後、下境・宮原地区において小規模相談会が進められております。特に、去る6月4日には下境地区3地区、2回目の小規模相談会が実施され、初めて移転先の候補地として、旧境小跡地、その周辺が示されたとの報道であります。

市が移転先の候補地としている旧境小跡地やその周辺は、市有地を合わせて約1万2,000平米とのことであり、下境地区移転事業対象の71世帯全体の移転先候補地としては、極めて狭い敷地と考えるものであります。

移転事業を進めるに当たり、この候補地だけで大丈夫でしょうか。新聞報道では、今後は別の場所を新たに提示することもあり得ると、市執行部のコメントが載っておりましたが、移転事業対象の全体が移転できる候補地を早急に提示しまして、地元の不安解消に努めていただき

たいと考えるものでありますが、答弁をお願いいたします。

また、市は住民の意見を集約し、今後の相談会の開催方法や日程などを検討するとの報道がありますが、本年12月までに新たな住宅団地の整備計画をつくり、12月議会には、災害危険区域指定を進める提案を議会に上程し、来年の3月末までには、国土交通省大臣の同意に持っていくというスケジュールをこれまで示してきたところであります。これらに変更はないのか、答弁を求めます。

この事業を促進させるためにも、地元の不安を解消させるためにも、移転対象者との個別相談会を速やかに実施していただきたいと思っております。危険区域指定に向けた手順、移転事業計画の策定等、改めて防災集団移転促進事業の今後の進め方について答弁を求めます。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業の進め方についてお答えいたします。

防災集団移転促進事業につきましては、今年の3月12日に宮原地区において、そして3月19日に下境地区において、それぞれ第1回目となる小規模相談会を開催し、移転先地に関する要望や不安に感じていることなどをお聞きしたところであります。

既に、新聞等の報道により御承知のことと存じますが、6月4日日曜日には下境地区において第2回目となる小規模相談会を開催したところであり、地域内のコミュニティーを維持しつつ、安全な移転先への検討箇所をお示したところであります。

なお、6月10日土曜日には宮原地区での開催を予定しており、同様に移転先についてお示しすることとしております。

今後につきましては、引き続き個別相談会を開催し、各世帯の意見をお聞きしながら、移転に対する不安払拭に努めながら事業を進めてまいりたいと考えております。

一方で、防災集団移転促進事業に関する国庫補助金について、対象者個人に対し、直接、国から5,000万円や7,000万円が支給されるなど、市側が説明した内容とは大きく異なった誤った情報が独り歩きしており、対象となる市民からは戸惑いの相談が寄せられております。

当事業を円滑に進めていくためには、正確な情報を正しく伝え、全員が共通認識に立った上で議論していくことが必要不可欠であります。今後につきましては、集団防災移転促進事業の対象者だけではなく、市民にも正しく認識いただくために、広報紙等を通して、正しい情報の発信を行う考えであります。

少しずつ、市民の方々にもこの防災集団移転というものを御理解していただきたいと思っておりますので、議員の皆様には防災対策特別委員会において説明はしていますが、市民の方々にはなかなかそれができませんでしたので、今後御説明させていただきたいと思っております。

先ほど平塚議員が言われた、下境地区に移転の場所が少ないのではないかというのは、もと

もと私たちも下境地区の中だけでは難しいのではないかという考えは持っておりました。今回、地域の方々から御意見をたくさんいただきましたので、それをもって、国土交通省にも、こういう拡大もできるかという相談は今でもさせてもらっていますが、本当に要望があるということ伝えて、改めて範囲を広げられるかどうかを協議したいと思いますので、そのときにも、皆さんの御理解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 防災集団移転促進事業は、地元の方がお願いをして、ぜひこれやっってくださいよということが始まったわけではなく、市長をはじめ市の執行部が、台風19号の那珂川の災害復旧対策ということで、那珂川緊急治水対策プロジェクトで決めてきたものですよね、まず、一つは。そうじゃないんですか。それが一つで、住民からしますと、いきなり新聞で、地元は何の相談もなく、こういう方法でやりますよというふうに出て非常に戸惑ったと。そういう中で今日まで来ているんですが、問題なのは、この事業について大変な不安があるわけです、将来に対する。

それについて、まず、一つは何としても移転先候補地で、下境地域の71戸が移転できる十分なスペースがない。50%が移転できればいいよという決めらしいんですが、七十数戸の50%にも満たないと思うんです。境小学校周辺でしょう。そこにいわゆるアクセス道路を真ん中に造るということですから、当然、そういう住宅団地を整備しますと、調整池も造る必要がありますよね。そうしますと、1万2,000平米で使えるところは何戸分あるんですかと、100坪ずつ造っていったら。というのを考えると、七十数戸分の半分にも満たないのでは、ここに移転してくださいよと言っても、これは非常に不安を募らせることになるんじゃないでしょうか。

新聞報道では、二次、三次の候補地提示もありますよと言っているんですが、もう台風19号が来て被害を受けて、あの地域の人たちは、2020年、2021年、2022年、2023年、4年、不安の中で暮らしているんです。それでやっと候補地が出てきたと思ったら、全体の何分の1の候補地しかない。これでは不安は解消されません。

2つ目は、移転のための対象者の土地を買収すると。そして、宅地内、家屋や倉庫を補償すると、解体費や引っ越し代を補償すると。これが新聞報道では5,000万円とか、ある報道では、何かすごい金額が出ていますが、決まっているのは、いわゆる1,655万円の上限が撤廃されたということなんでしょうか。そこが、移転先が定かではない、移転補償がはっきりしない、これで本当にスケジュールどおり移転整備計画が策定でき、災害危険区域の指定が12月議会に上程できると、来年の3月までには大臣の認可が得られると。こういうことは可能なんですか。そのところを明確にしてください。地元としては、非常に不安で困っており

ますので、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） まず、1点目の下境地区におきまして、移転先をお示ししました。旧境小学校でございますが、こちらには、移転対象者の72世帯が入れないというのは私どもも理解をしております、事業計画につきましては、72世帯、全世帯の移転計画ではなく、今回は小規模ということで3地区に分けて開催をしておりますが、小規模ごとに計画を策定していきたいと考えておまして、住民との合意形成ができた地区から移転を始めていきたいと考えておまして、まず、市の所有地である、それから法的な規制等のない場所ということで、今回、旧境小学校の跡地をお示したというところでございますので、先日の第2回の小規模相談会におきましても、市民の方から様々な要望等を受けておりますので、そちらにつきましても、市長答弁にもありましたとおり、国と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

2つ目の補償費につきましては、平塚議員のおっしゃるとおり、1,655万円の限度額が撤廃されたというところは明確なことをごさしまして、金額につきましては、幾らというのは決まっております。それぞれの市民に対しましてお支払いします補償金につきましては、それぞれのお宅を調査させていただき、個別の対応となってまいりますので、敷地の広い方、敷地の狭い方、納屋のある方、大きいおうちの方ということで、それぞれに補償は違ってまいります。補償に対しましては、国の公共事業の損失補償に基づく基準によって算定しますので、適正な価格をお示しするということになります。

補助金につきましては、国から市に入る補助金でございますので、市民に対しましては、先ほど申しました補償費の算定に基づきましてお支払いするものでございますので、限度額につきましては、市民の方には直接は関係がないということでございますので、御理解をお願いいたします。

それから、スケジュールでございますが、12月には災害危険区域につきまして、議会に上程をしたいと考えておまして、まずは合意形成が何より必要になってまいりますので、そこに向けまして努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 防災集団移転なんですけども、冒頭に言ったように、これは地元からこれをお願いしますよと言って始まったのではないんですよ。しかし、この法的な決め方は、地元の要望に沿って行政がそれを取りまとめて、これを進めると、こういう形になってるんだよね。だけど、その地元の人たちが、もちろん移転したいという方々もいますが、不安で、家族内でも意見が分かれているうちもいっぱいあります。

そういう意味では、それは住民に関係ないなんて言っているんじゃないなくて、やはり1世帯当たり、簡単に言うと、防災集団移転の直近の実例では、2011年の東日本大震災の被害地の、いわゆる津波対策、津波のときに限度額を設定しないで、それを国の負担としたというのが実例なんですけども、こういうような形で進めるんでしょうか。

東日本大震災の津波の移転については、これは事後対策ということでございまして、今回、私どもの集団移転は事前対策ということで、今後水害に遭わないようにということなんだそうではございますが、その辺、本当に行政のほうに腹を割って、先ほども言ったように、住民の一世帯一世帯を訪問して、納得いただいて、そして合意形成をするということで進めないと、先ほどのスケジュールが進まないんじゃないかなと私は心配しているんです。

そうすると、それでなくても今年は大変自然環境が荒れておりますので、集団移転の前に、また水害が来てしまったみたいなことになりかねないかなと、私は不安に思っているんですが、その辺、前にもどなたかからありましたよね。プロジェクトチームをつかって、一気に、本格的にやるべきだというのが。それぐらいのつもりでこれは進めてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 地元の皆様も大変御心配をされている、議員の皆さんも御心配をいただいているというところでございますが、今週末に宮原地区におきまして第2回の小規模相談会を開催した後、その意見等を再度集約し、資料をまとめ次第、7月に入るとは思いますが、個別の相談会ということで、各戸訪問ではなく大変恐縮なんですけど、烏山庁舎に出向いていただきまして、それぞれの御家庭の心配事や、そういうのをお聞きしながら、その際には補償金につきましても、正確ではございませんが、おおむねこのぐらいのお宅であればこのぐらい出ますよというお示しはしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） いずれにしても、もう4年も経過していると。全国の自治体を見ますと、東日本の台風19号の水害対策で、どんどん進んでいるところもあると思うんです。

例えば宮城県大郷町ですか、これは恐らく津波のノウハウがあって、それに基づく様々なネットワークが行政のほうで取れて、同じように台風19号の水害対策が図れて進んでいるというふうには私は考えているんですが、ここは内陸部の移転ということで、4年たつんだけど、なかなか候補地も定かではない。さらに補償内容も、これからお示しするんだと思うんですが、市役所に行かなければ分からないと。こういうようなことで本当に集落ごとにまとまって移転できるんでしょうか。先ほどの事前移転と事後移転の関係であっても、いわゆる上限撤廃があ

ったわけですから、同じように国の補助は得られるというふうに考えているんですか。まだ確定はしていませんよ、先ほど市長の答弁にありましたように。どうですか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 限度額と申しますのは合算限度額ということで、そちらにつきましては撤廃になったと。ただ、個別に限度額が設定されておりまして、その撤廃までにはまだ至っておりませんということで、そちらにつきましても、市長答弁にありましたとおり、国・県へ要望活動を実施してまいり、そちらの撤廃についても働きかけをしてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この間の個別の相談会、私たちは部外者だから行けなかったんですが、いずれにしても、意見の中には、那珂川の向こう側の野上の畑地が広くあるでしょう。そこはどうでしょうかという意見もあったというような話は聞いているんですが、あそこは農振地域で下野大橋を造るのにしっかりと網にかけてしまったので、なかなかそれを解除するには手間暇かかるということなんですが、野上地内に移転したいという希望があれば、高峰パークタウン、ここはまだ1工区が17区画、2工区が71区画空いているんです。これを市が買い取って、そこを集団移転の候補地として設定して、移転者にそれを売却するというようなことで進めたらば造成も必要ない、造成費も要らないですよ。というようなことで進められるのではないかなと私は考えているんですが、これは前にも一般質問で言いましたけども、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 先日の小規模相談会におきましても、平塚議員がおっしゃったとおり、野上の東原地区ですか、そちらを希望する、または、高峰団地を希望するという方はいらっしゃいました。

そちらにつきましては、これから関係者と協議をして、そこは駄目ということではございませんので、協議をすることになります。そちらにつきましては、もちろん土地も市のものではございませんので、そういう交渉もございますので、検討箇所ということで私どもも理解はしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） いずれにしても、被害を受けた関係住民、事前移転ですから、もう既に引っ越してしまった方は対象にならないんですか。前の水害で被害を受けたために、そこに住めなくて移転されているという方もいるんですよ。それも何らかの方法で、全額でなく

てもいいから救える方法を検討してはいかがでしょうか。どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そういう方もいらっしゃるのも承知しております。テレビのニュースとかでも、そういう方が取り上げられたりもしておりますので、その辺につきましてもよく調整させていただき、何らかの方法があればということは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ぜひ、いわゆる被害を受けた移転対象になっている方々が不安に思われたり、あるいは今度また災害にさらに遭う危険があったり、そういうようなことで悩んでいらっしゃると思うので、行政は本当に心に寄り添って、被害者の立場に立って、一日も早く防災集団移転が促進できるように、最大限の努力をお願いいたします。

次に、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねいたします。

2023年度の本市の当初予算に、住宅リフォーム助成制度の予算が600万円計上されております。住宅リフォーム助成制度は、2011年度から2020年度までの10年間実施されてきましたが、突如としてこれが打ち切られ、廃止となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、景気低迷により経営状態が悪化している地域事業者を支援し、地域の経済の活性化を図る対策として、住宅リフォーム助成制度は有効な施策だと市長は認めて、今回の本年度当初予算に計上され、復活したものと私は思います。

この問題について、私は一般質問等において再三にわたって復活を求めてまいりましたが、これが実現して安堵しているところでございます。

新聞報道によりますと、3年ぶりに再開した住宅リフォーム助成の申請件数は2か月で17件と、想定に近い勢いであるとのことであります。この助成制度をいかに住民が求めていたか、明らかではないでしょうか。さらに、この事業が地域経済活性化の発展につながるよう期待をするものであります。そこで同事業の今後の進め方、並びに市民への周知について、改めて説明を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 住宅リフォーム助成制度の進め方についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度につきましては、地域における経済の活性化を図るとともに、本市に住んでいる市民の満足度を高め、市外への転出抑制による定住促進を図ることを目的に、本年度より制度を再開させていただいたところであります。

平塚議員をはじめ、何人かの議員の方々からも多くの要望があり、これを進めることになりました。そういう要望をいただいたことを私個人はすごくうれしくて、ありがたいことだと思

っております。

市のホームページや広報お知らせ版により周知を行うとともに、市内の施工業者に対し、3月下旬に商工会を通じて周知を行ったところではありますが、非常に好評で、運用を開始した本年4月1日から5月末日まで、先ほど平塚議員が言った件数より増えておりまして、想定の倍を超える21件の申請数がございます。

予算枠を超える可能性もあり、必要に応じ補正予算にて対応してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大変ありがとうございます。

これは昨年の6月定例会で私が一般質問をしておりますが、10年間進めてきた住宅リフォーム助成制度でございますが、この10年間に、当初と後の補助内容は違うんですけども、トータルで市が行った助成は4,400万円。そして、それで実施した対象工事関係、これが520件で8億4,800万円、つまり20倍の経済効果を上げたんですね。そういうようなことで、これは地域経済にとって極めて有効だと私は指摘しておりますが、これが実現できてありがたかったなというふうに思うんです。

私は前にも申し上げましたように、移住・定住促進のための住宅整備とか、そういうものは独自に進めていただきたいと。人口を増やすために、それはやっていただきたいと。そのために、この住宅リフォーム助成制度をカットするなんていうのはとんでもないことだと言ってきましたが、したがって、いわゆる移住・定住のための住宅改修については、まちづくり課でいいんですが、住宅リフォーム助成制度は明らかに経済対策なんです。移住・定住にも関わるかもしれませんが、これは明らかに地元の、要するに、税金を納めている小規模事業者が市民が仕事を委託して、そして事業を進めて補助を10%もらうということでございますので、あくまでも市内中小業者、小規模事業者の活性化にとって重大な役割を果たす、こういう事業でございますので、本来はまちづくり課のほうで進めている移住・定住促進のための住宅対策と、この住宅リフォーム助成制度は、商工観光課が行うのが私は筋ではないかなと前から言っているんですが、それはいずれにしても、まちづくり課でやっても結構なんですけど、そういうことで事業内容は違うんだということを御理解いただきたいと思っております。

今後、さらに周知徹底を図るような対策を取っていただきたいと思うんですが、もし答弁があればお願いいたします。

○議長（渋井由放） 小原沢まちづくり課長。

○まちづくり課長（小原沢一幸） 周知の方法でございますが、今後は商工会の事業になるんですけども、新規顧客獲得支援事業で住宅リフォーム関係のチラシを全戸、新聞折り込み

する予定でございます。また、烏山信用金庫の住宅リフォーム支援の資金を利用したいという方にも、制度の周知をお願いしたところでございますので、こういった関係機関とも連携強化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問、国見緑地公園の利用計画についてお尋ねをいたします。

国見緑地公園は、那珂川県立自然公園として長年にわたり県民の憩いの場として利用されてまいりました。特に、宿泊施設として旧烏山町の時代からわらび荘が運営され、サンライズ国見の名称の下にバンガロー施設も造られて利用されてまいりました。また、長峰ビジターセンターも併設されておりました。

しかし、近年になり、利用者の減少等により全て閉鎖となり、わらび荘やバンガロー施設は解体され、長峰ビジターセンターの建物は残っておりますが、施設は閉鎖となっております。

新聞報道によりますと、5月22日には境小5・6年生を招いて、栃木トヨタの森として記念植樹を行ったということですが、しかし、地元には何の説明もないということで、皆さん、憤慨しております。国見緑地公園全体の敷地が県のものであっても、地元にも説明がないのはおかしいと、地元の方々は言っております。

そこで、本市として国見緑地公園について、今後の利用計画をどのように考えているのか、市の見解と説明を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 国見地域の今後の利用計画について、お答えします。

議員御承知のとおり、東日本大震災の被災による国民宿舎わらび荘及びサンライズ国見の廃止、また利用者の減少や施設の老朽化等により、県の施設である長峰ビジターセンターについては、令和2年度より休館の状態となっております。

また、公園利用者のための駐車場、展望台、遊歩道、公衆トイレ、案内板等の施設は整備されており、県によって維持管理されている状態であります。

新しい動きとしまして、議員がおっしゃったとおり、国民宿舎わらび荘の跡地として企業等の森づくり推進事業により、栃木県と栃木トヨタ自動車株式会社における森づくりに関する協定の締結がございました。協定期間は令和9年3月31日までの5か年となっており、企業の森づくり推進事業でございますが、森林の持つ公益的機能の向上と森林・林業に対する理解の促進を図るため、企業または県及び土地所有者との協定を締結し、企業等の協力により植栽、下刈り、間伐、枝打ち等の森林整備活動を実施するものでございます。

去る5月22日には、郷土愛の醸成に貢献したいと、地元境小学校の児童25名の協力の下、ミカンやブルーベリー、コブシの木々、計30本が植樹されたところであります。

今後は、市民だけでなく観光客にも広く開放しながら、地域の活性化に貢献したいとの意欲を示しており、市としてもできる限りの支援、協力をしてまいる考えであります。

地元住民への説明会がなかったというのは、私たちも理解していませんで、申し訳ありませんでした。そのときに自治会関係の方もいらっしゃったと私の中では思っておりましたので、申し訳ありません。その辺は、今後、地元の方ともうちょっと連携を取るよう進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） とにかく、全体の今後の利用計画はどのように考えているんでしょうか。ぜひとも、地元の小木須、小原沢の、せめて自治会長は集めて相談していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 先ほど御質問いただきました全体としての計画でございますけれども、正直なところを申しまして、今、具体的な計画があるわけではないところでございます。

今後、そういったところを、地元の方々の意見等もお伺いしながら、決めていければと思います。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 地元にも十分相談をしてください。

以上で質問を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で、16番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、2番福田長弘議員の発言を許します。

2番福田長弘議員。

〔2番 福田長弘 登壇〕

○2番（福田長弘） 議場の皆様、こんにちは。今日は一般質問2日目、2番手の福田でございます。議場にお越しの傍聴者の皆様、議場に御来場ありがとうございます。

私、本日6番目の質問者といたしまして、質問件数は大きく2つの項目について執行部にお伺いさせていただきたいと思っております。

一つは、市内小中学校の教職員の勤務体制の現状について。また、市内の歴史文化施設の現状についてでございます。時間は短いですが、明確なお答えをいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1項目め、市内の小中学校の教職員の勤務体制の現状ということでございます。今どきの報道、教職員、学校関係、ネガティブな情報が非常に多く聞こえてまいっております。

特に、文部科学省で2021年度、全国の公立の小中高校などでの教員不足、こちらが2,558名という数が出ております。そういう情報を聞くと、地元として非常に不安になってくるところがございます。昨今、那須烏山市の小中学校での教員不足が多くあると報道で伝えられておりますが、那須烏山市の現状についてお伺いたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教員不足に係る本市の現状についてお答えいたします。

県採用の教職員につきましては、各学校の児童生徒数に基づいた教職員配当基準により適正な配置が行われております。しかしながら、事情により年度途中で休暇を取得した教員の代わりとなる人員の補充が間に合わなかった事例もありました。教職員採用試験の応募者が年々減少している実情を踏まえ、今後、教員不足の心配は起こり得るものと考えております。

今朝の新聞にもありましたように、今、全体で7.5%ぐらい、昨年比べて応募者数が減っているというような状況でございますが、阿久澤県教育長もそこでコメントを出していましたが、やはり人数がそろわないと、どうしてもレベルが下がってしまうようなことが考えられます。

それから、本市の現状につきましては、一応、頭数、配当基準で配当される数はそろっております。ただ、正式教員の数で全部埋めているわけではなくて、常勤講師とか、そういった方でそろえているということで、各学校ともに欠員補充と、正式な教員が配当できないので、非常勤とか常勤講師ですよというのを欠員補充という形で入れていますが、一応、マイナスだということはありません。一応全員そろっております。

芳賀地区などにおいては、欠員の補充も間に合わなくて、欠員そのまま学校運営しているというような状況も県内では幾つか見られますけれども、本地区、塩谷南那須地区においては、欠員がそのまま補充されないということはありません。現在のところということです。

市教育委員会といたしましては、県教育委員会と連携しまして、積極的な採用活動のための

情報収集に努めてまいりたいと思っております。

また、宇都宮大学と連携して実施している市の中学生部活動・学習サポート事業では、教職員志望者の支援にもつながるよう、指導方法のレクチャーなど、教育職への魅力を高める取組も行っております。

教育は地域の発展において重要な役割を果たしており、教員の存在は、その質や充実度に大きく関わります。本市では、教育における人材の確保と維持について引き続き注力し、地域の教育環境をより一層向上させるための取組を続けてまいりますので、御理解いただきますよう、また、御支援くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 取りあえず、県内、ほかの地区では、教員の数が足りていないという、ちょっと安堵するところでありますけれども、昨今、自治体の職員数、人に合わせて減らせと言いますが、学校のほうは、それに合わせて減らすとか、そういう問題ではない。やっぱり教育レベル、将来の子供たちのためには必要だと思っておるんですけれども、教育長に現状をお伺いしました。

手元に栃木県の公立学校の採用試験の結果ということで数値を持ってきました。令和4年度、小中学校、合計受験者数が1,340名、合格者が427名、3.1倍でございました。

令和5年、2023年度新規採用職員選抜試験の結果一覧ということでございますが、小学校受験者合計が1,433名、増えてはいるんですけど、合格者が340名、70名も減る、新規採用者が減っていると。どんどん先生が減っていくという現状が正直あると思うんですけれども、今、勤務をされて何とかしていると。数年後、長年教育業界に携わられてきた教育長としては、この採用人数とかを確認したときにどう思われるんですか、所感をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 採用人数につきましては、実際に教職員の欠員が出る場合の人数までは、はっきり言って到達しておりません。

なぜかという、再任用制度ということで65歳まで再任用すると。それから、今年度から、来年度まで61歳に定年が延びるということで、その方たちを入れる枠を取らなければならぬので、そうすると当然、新規採用者の枠が少なくなっていくというような状況になっていくかと思っております。

年齢構成から言うと、長くなって申し訳ありませんが、本市も含めて県内全体が40代、50代が突出して多いんです。本市においては、学校によっては40代が1人もいないという

学校も1校はありますので、特に30代後半から40代の非常に油の乗った先生が、全体的に少ないと。

それから、私が一番危惧しているのは、正直なところ、異動希望者の異動希望市町村で那須烏山市を書いてくれる方が非常に少ないと。来ていただいてから、すぐに異動したいという方はいないんですけれども、なかなか最初に那須烏山市で働いてみようという方が、正直なところ、塩谷南那須地区で最低というような状況ですので、そういった部分で、やはり本市の教育の現状とか、また、教育環境の優秀さとか先進さを、もう少し教育関係者の中でもアピールしていかなければならないと、そのように考えております。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 異動希望者が那須烏山市をあまり望まないという寂しいお答えをいただきました。

実際、那須烏山市の教育状況みたいなのをよく分かっていただけてないのかな、届いてないのかなという気もしますけれども、それに合わせて、そういう結果を受けて、具体的に先生方に来ていただくような、異動を希望していただくような努力とか、何か今、取り組まれていることはございますか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ちょっとイレギュラーなので、あまり大きな声では言えないんですが、例えば、本市で非常に優秀で、ただ優秀だけでも、いわゆる同一市町15年、または同一校8年、新規採用者4年というような基準はありますので、そういった場合、異動対象になっていくということなんです、よその地区の教育事務所管轄と交換するとか、行って3年間で返してもらうというような約束の形がありますので、それで現在2名ほど他地区に出しております。来年度の3月で1人、再来年1人と、代わりにまた二、三人出すかなというような状況でいますけど、そのようなことで、ある程度、質を保っていきたいと。

それから、先ほど申し上げたように、やはり本市の、例えば子供たちの成績が非常にいいんだと、あまり大っぴらにできないんですけれども、やっぱりそれだけ努力していて、よそに比べてはるかに他地区から来ている先生の努力が非常に大きいので、そういった面で、本市へ皆さんに来ていただいて、ちゃんとこんな結果を出しているのだから、那須烏山市はいいまちですよということを他部局と一緒にアピールしていきたいと考えております。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 那須烏山市は子供が少ないですけれども、先生方がしっかりいるということで、しっかり子供たちが教育をしていただける環境というのが、やっぱり将来的にも大切だと思っております。

教員のなり手が少なくなってきた、昔は、私が子供の頃、同級生とかでも、小中学校、将来の職業は学校の先生を希望していた人が昔は多かったような気がします。ぜひ、教育環境、その先生方を見て子供たちが僕たちも教師になりたいと思えるような先生たちが、有効な活動ができるような教育環境になっていただければなと思っておりますが、それで、次の質問に入らせていただきます。

そういう点も、将来的にもこの仕事に就きたいと、先生になりたいと思わせる観点からなんですけども、教職員の超過勤務についても話題になっております。

文部科学省が4月に公表した教員の勤務実態調査ということで、国の指針で定める残業月45時間、こちらの上限を超えたのが小学校では64%、中学校では77%に上っていると。なかなか仕事が多いのかなというような形に感じておりますけれども、そのような調査について、教育委員会として那須烏山市ではどのような取組、認識をされているかをお伺いいたします。

○議長（洪井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 本市の超過勤務の状況と取組について、お答えいたします。

本市の教職員の超過勤務については、現在、一部の学校において教職員の超過勤務が発生しております。超過勤務は、教育現場の負担増加や、教職員の健康への悪影響を懸念する要素となっており、真摯に対応する必要があります。

市教育委員会といたしましては、教職員の超過勤務を減らすために、次に挙げる取組を行っております。

1つ目は人員の増強です。教職員の人員不足を解消するために必要な教員の採用や配置を県に要望したり、市独自の職員を配置するなど、適切な人員配置の実現に努めております。

2つ目が教育環境の改善です。教育現場での効率性向上や業務負担軽減を図るため、教育環境の改善に取り組んでいきます。ICTの活用や、業務効率化のための校務支援ソフトの導入など効果的な手段を検討し、実施しております。

3つ目に教職員の働き方改革の推進です。本年度よりタイムカードによる打刻システムを全学校に導入します。職員の勤怠管理を実施し、勤務時間の適正化を図れるようにすることで、働きやすい環境を整えるための施策を進めております。

今後も、教職員の超過勤務の是正に向け、引き続き学校における業務改善の取組を支援していくとともに、教育現場と密な連携や対話を通じて、教職員の負担軽減と教職員の質の向上を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

私も、学校に電話して、5時半の頃、何々校長はいますか、お帰りになりました、えっ、と言わないように今心がけても、どうしても出てしまうときがあるんですが、当然、勤務時間が

終わっているのだから帰ってよろしいということで、中には、先ほど申し上げましたように、勤務超過がかなりの時間数になっている職員も実際におりますので、そういった職員については、校長面談等をして、是正を促して、また勤務内容等も、取捨選択して改善しているというような状況で、年間の超過勤務が上限を超えるという教員はほとんどいなくなりましたし、平均すると、結構、超過勤務時間も少なくなってきたのが現状でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 努力されて、少しずつ現場環境が改善されているということでございます。

今、教育長のほうからありました、これからどうしていきたい、人員の増強というような点から再質問をさせていただきたいと思えます。

先生の配置を県にお願いすると、これも人数に限られております。なかなか大変なところかとは思えます。先日、文教福祉常任委員会で、市内の学校を見させていただいたり、教育委員ともお話をさせていただいたところがあります。現場の先生は、やっぱり人が欲しいというようなお話はされておりました。

先生の採用というか、これは市役所の職員ではないものですから、なかなか大変ですけども、神奈川県横浜市あたりですと、今、手元にあるのは東京都のものなんですけど、スクール・サポート・スタッフの配置ということで、プリントの印刷とか、雑用みたいなのを専門の職員というか、雇って、先生たちの業務を改善するというような取組もなされている地区が出てきています。

ほかにもいろいろなところで軽減、そこが一番、取り組み始めている地区が多いのかなと思えますけれども、今、教職員以外で、小学校、中学校、教育委員会管轄の中で、そういうサポートスタッフというのはどのくらいの人数がいらっしゃるのか。サポートしている教員以外のところでの人数をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教職員以外というと、なかなか難しいところなんですけど、各学校1年生、2年生、全クラス分ではなくなりましたが、一応、学習指導員と、また、生活指導員支援員というような形で各学校に何名かずつ配置をしております。これは当初1・2年生の全クラスに1名ずつということで配置していたんですが、予算上の関係、3年前からちょっと人数が減っておりますが、各学校で非常に有益だということで喜ばれております。

これにつきましては、1・2年という限定が一応ついているんですが、学校の実情に応じて学年は問わないというような形で臨機応変に対応できるようにということで、校長のほうには

話をして、実際にそのような形で運用されている学校もあります。

また、スクール・サポート・スタッフにつきましては、教室その他、校舎の消毒関係で、実は昨年度まで国と県の負担で出ていたんですが、今年度から市の負担を3分の1出してほしいということで、ただ、コロナの関係がこういう状況になってきましたので、今年度はいいだろうということで、学校の先生方の手が空いている時間帯で、心配なところは消毒するようというような指示を出しているところです。

以上です。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） どうしても手配するということでは、今、予算の都合等、いろいろありますけれども、こういう未来投資じゃないですけど、財政担当としては、こういう人員配置についての予算については、どのような、改めてそういうつけるという考え方としては何かありますか。要望があったときの、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 突然振られたので考えがまとまりませんが、教育委員会部局のほうからの、要するに学校の現場の状況をよく報告していただいた後に、そういったスクール・サポート・スタッフとか、必要に応じて、必要があれば配置するということもあり得るのではないかなと思いますので、情報をまずは報告いただいてということだと思います。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 急な質問ですみません。

お互いに情報を共有しながら、必要などころには必要なものをつけて、那須烏山市の教育の発展について、先生の負担も考えてやっていただければと思います。

それに、先生の負担というところでございますけれども、次の質問で、国において学校の部活動、こちらを地域に移行する方針が出ております。本市ではどのような対応を取られるのか、お聞きいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 部活動の地域移行について、お答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、昨年度末に県からガイドラインが提示されたのを受け、本市におきましても、令和7年度までに休日の部活動について各校一つ以上の部活動を地域に移行する目標に向けて準備を進めております。

当初は、令和7年度までに、できる限りやりなさいということだったんですが、文部科学省のほうも、難しいだろうということでだんだんトーンダウンして、一つ以上を移行することになってきております。

具体的な対応策につきましては、地域の関係者との協力や意見交換を通じて、適切な方向性を検討し、計画を具体化してまいります。地域のスポーツクラブや文化団体、生涯学習課との連携を強化し、情報共有の仕組みを整えることで、部活動の移行に向けた準備を進めていく考えです。

また、関係者との研修会の開催を通じて、移行に伴う課題や必要な支援体制についての知識を共有し、具体的な対応策の策定に役立てる予定でございます。研修会を通じて、関係者の意見や提案を収集し、移行プロセスがスムーズに進むように図ってまいりたいと思います。

今後、県が進めようとしている指導者の講習会や人材バンク等の活用も視野に入れながら、部活動の移行に向けた具体的な対策を検討・実施していく予定です。中学校はもちろん、生徒やその保護者、そして地域の皆様との協力を通じて、充実した部活動環境の実現に向けた努力を続けてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

はっきり言いまして、問題点が、二、三ございます。まず、地域に移行する受皿のスポーツ団体が、田舎はというか、本市は非常に少ない。あっても幾つにも分かれています。それから、現在、部活動を指導している先生方の処遇をどうするか。地域に移行した場合には、部活動ではなくなってしまいますので、今やっている部活動の先生は土曜日の部活はやらないんです。でも、意識が高くて本当にやりたい、指導したいという先生はいるわけです。その先生が、自分で地域の部活動の指導者になった場合には、そこに今までの部活動指導手当程度の謝礼金を払うというようなことを考えなければならないので、指導者が同じ、場合によっては学校でやっている部活動、地域に行ったという形でも、指導者は同じ、場所も同じ。でも、金は取られるというような状況が起こってしまうといった問題点がある。

それから、先ほど人材バンク等を利用してと言いながら、これまでも、こういった形はたくさん出てきたんですが、ほとんど実現しないのは、なかなか人材バンクに登録しない。または、登録しても、大きな市町のところには希望者がいるけども、先ほどの教員の希望ではないですけども、やはり周辺地区になると、そういった希望者がいない。

地元の人をもっと活用しろという話は、今までもいろいろな場面で議会からもお話を伺っていますけれども、私たちも何もしてないわけではないんです。探してはいるんですが、なかなかそういう方が実際にいないと。たまになら行ってやっていいよという方はいますけども、それでは学校運営は困るので、そういった部分で、実際に地域に移行する場合には、何点か、これからクリアしなければならない問題点がありますので、そういった部分について、生涯学習課、それから体協等と連携しながら進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） なかなか、言われるのは簡単ですが、一番、移行するのは構わないと、私も、それも全て参加する児童生徒たちが、それでやりたかったスポーツだったり、そういう活動をしなくなっちゃうとか、そういうことにならないように、ぜひその辺りも配慮していただいて、やっていただきたいと思います。

那須烏山市の学校の部活動がそういう形だと、行きたくない。もう高根沢町の中学校へ行きたいとかならないように。今でも、スポーツクラブとかが限られていて、どうしてもそのスポーツをやりたいというときは、地区外の学校に行かれるお子さんも少なくない現状でございますので、そういう点では、先生たち、地域、そういうところもクリアしなければいけない問題点があるかもしれませんが、根本的には、やっぱり子供たちの教育の一環ということでございますので、ぜひ子供たちのやる気をそがないような形で、ずっと続けられるような形を取っていただければと思っております。

なかなか難しいところがあります。ぜひ先生方の環境を整えていただいて、もう一度教師になりたいと、この仕事に就きたいランキングの上位に入ってもらえるような環境を那須烏山市も整えていただければなと思ひまして、希望を伝えまして、次の質問に入らせていただきたいと思ひます。

市内の歴史文化施設の現状についてでございます。

現在、本市で以前ありました郷土資料館等々を使わなくなりまして、資料、資源がいっぱいありますが、一般的に分かりやすく展示をしているところがなかなかないのかなと思っております。

現在、市のほうで、デジタル博物館、こちらが開設されて、ある程度、こういう文化財とかをスマホとかネットで見られる環境は整えていらっしゃいますけれども、実際に本物を見ることが、地域の歴史や文化を知っていく上で重要だと考えます。

文化財の保護、歴史資料の調査、こちらは本当に多額の経費がかかり、言い方は悪いけれども、なかなかもうからない仕事、お金ばかりかかるのかなと思ひますけれども、特に歴史や文化がいっぱいあると言っている那須烏山市にとっては、そういう現物に触れる機会というのは、非常に重要じゃないかなと思っております。

昨日も小堀議員の一般質問で、そういう文化財や歴史的な施設のお話がありましたけれども、改めて、そういう文化財の展示施設等の整備についての御認識をお伺ひいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 文化財の展示施設の整備について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、子供たちが本物に触れる体験は、大変貴重なことです。現在、旧七合中学校1階で、学校見学用に収蔵展示を行うとともに、旧向田小学校1階及び2階に、烏山城

跡と発掘調査に伴って出土した土器などの資料の展示室を設けております。市内小学生の社会科学の授業で活用しております。

また、数は少ないんですが、要請があった場合、実際に本市の学芸員その他が資料を持って学校へ行って出前授業を行うと、そのようなこともやっております。

しかしながら、いつでも文化財を見ることができる資料館の設置の必要性につきましては、十分認識しております。烏山城跡の国史跡指定を受けて、烏山城跡保存計画の策定に取り組むこととしております。計画策定の中で十分議論させていただき、展示方法、または展示館等の、昨日も申し上げましたけれども、市の公的な施設の再編の中で、そういった新たに、またできるものであれば考えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） そういう施設は認識されているというところでございます。ぜひ認識をしていただいて、あとは実際に動くというところになってくるのかなと思います。こちらはただただ文化財のほうだけで動くというわけにはいかない、これは那須烏山市全体で考えて動く必要があることなのかなと思います。

そういう、なかなか新しいものがないということで、今、デジタル博物館とかを造っていますけれども、そちらのほうを見ていて、こういうのがあるよというレベルで、もうちょっと何か、小堀議員じゃないですが、わくわくするような見せ方というか、そちらのほうの改良する点とかは何かありますか、大丈夫ですか、お願いします。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 今、見せ方ということで、デジタル博物館の内容についても、もう少し工夫が必要ではないかということで、御提案いただきました。

まだ始まったばかりですので、これから資料を充実させてまいりたいと思っております。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 今、黒尾課長が答弁したとおりなんですが、今、公開しているデジタル博物館その他、民話等のアニメにしても、非常にすばらしいものなんです。

ただ、正直なことを言うと、私どもの、まだやっていないと反省すべきなのが、やはり学校でもう少しそれを利用したり、子供たちが利用できる方法とか、じかに教えていくと、学校で教材を使うというようなことを考えていきたいと思っております。

やはり子供たちがうちに帰って、せっかく持ち帰ったパソコンを使って、それが自由に見られるというような環境にあるにもかかわらず、方法が分からないとか、どこにあるか分からないというような状況ですので、そういった部分については、十分子供たちに指導していきたい。

次回の校長会議その他、教頭会もありますので、その点について十分指導してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（**洪井由放**） 2番福田長弘議員。

○2番（**福田長弘**） 教育長からのお話、どうしても閲覧対象というか、やっぱり学校、児童生徒とかが中心に見るのかなど。歴史文化が好きな人は、市外の方とか、いっぱい、今度、烏山城跡が国指定となって、いろんな方がいらっしゃいます。

そこで、次の項目に行きたいと思います、その点からも、今、旧向田小学校の3階を利用し、那須烏山市観光協会が観光いちご園、いちごの学校を開園させました。先ほど教育長からのお話があったように、そういう学校が見に来るといときに御案内をするような機能もつけているということではございますけれども、烏山城跡を見に来るとか、市内に点在するジオパークに行く前に、ほかから来た人も立ち寄れて、そういうものが案内できる場所ということで、一緒にそういうところで合わせてやったらいいんじゃないかなんて思ったりもするんですけど、公共事業の再編計画等々にも関わってくるので、そういう考え方もあるのかなど。ただ単に、資料館を一つどんと造るのではなくて、何かと併せて一緒に、烏山城跡に行くときに直接行かないで、1回そこを見てから行っていただくとか、そういうハブ的なところを用意したらいいんじゃないのかなと思うんですけども、こういう施設の整備についてはいかがでしょうか。

○議長（**洪井由放**） 田代教育長。

○教育長（**田代和義**） 市内に点在する様々な地域資源を網羅的に展示紹介する施設の整備ということだと思いますので、お答えいたします。

先ほどの文化財の展示施設の整備についての答弁でお答えしましたように、現在、旧向田小学校1階及び2階に烏山城跡と、発掘調査に伴って出土した土器などの資料展示室を設けております。展示室内の湿度管理や照明設備等により、展示できる資料に制限はありますけれども、今後、展示施設の在り方を含めて展示計画を立て、市内の様々な文化財を展示できるように検討してまいります。

また、議員がおっしゃったように、やはりスタンプラリーではないですけども、幾つかのルートをつくって、例えば龍門の滝に行ってから旧向田小ぐらいなら、健脚な方だったら車を置いたまま歩けるでしょうか、JR烏山線で行ってもいいんですが、そういった幾つかの展示施設がありますので、山あげ会館と烏山城跡とか。また、こちらで言えば、十二口から官衙遺跡までは若干遠いんですけど、そんなグループとかをつくってやっていく必要があるのかなと思っております。そういった点について、今後、十分に研究、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 昨日も小堀議員からも、そういうことで案内とかをしっかりとしたほうがいいよというお話がありましたが、私もそうだと思っております。

この機会と言ってはなんですけど、前からやっていただければよかったなと思っているんですが、ぜひ臨時的でもいいので、1か所でも、ある程度、空いているスペースを利用して、学校だけじゃなくて、那須烏山市に来た人も、こういう文化財に触れる機会の場所の整備の検討をしていただければなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

現状、施設の整備はなかなか難しいところがあります。現場に行ってくださいと、地図を持たされて行きはするんですけども、次の項目でございます各所の案内板、合併前のものも多く、劣化の激しいものもございます。

昨日も、小堀議員の御質問にありましたけれども、今、生涯学習課で文化財巡りという企画を実施してまして、それに伴って、文化財活かし隊というボランティアグループが、市民の方、職員の方が、それをやる前に現場の整備をされていると。きれいに看板が見えるようになった。これが字が読めない、何を書いてあるか分からない、せっかく見えたのに、これじゃちょっと行かないなというところも感じております。昨日も、新しく今度、改めてやりますというお話がありましたけれども、見えないものとか、あとは木が欠けているものとか、こちらへ行ってくださいの看板の半分が落ちているとか、結構劣化が激しいものがございます。

先ほど教育長も言いましたが、スタンプラリーじゃないですけど、市内に見るところがあります。文化財巡りのほうも、志鳥城とか森田城、今度、川井のほうのお城に何う順番があります。烏山城だけではなく、市内にもいろいろそういう施設があり、そこを巡ること、その案内のところがなかなか手つかずになっているところが多いので、その修繕計画について、改めてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 市内各所の案内板の修繕計画についてということでお答えいたします。

昨日の小堀議員の質問等でもお答えいたしましたけれども、市内文化財の看板につきましては、合併前の観光部門で設置したものや、烏山城跡に関しては、栃木県が那珂川県立自然公園の看板として設置しているものなどがあります。

現在、指定文化財について、計画的に看板の整備を進めているところでございます。劣化の激しいものなどを再度確認し、計画を見直しながら、順次、整備をしてまいりますので御理解いただきますようお願いいたします。

整備関係の委員会に外部の有識者を入れて、中では旧南那須町教育委員会なんていう看板も

まだあってなんて言ったら、いや、教育長、それもやはり文化財の味なんですという意見もありましたが、それはそれとして、やはり読めなければしょうがないと。

それから、中にはその後の研究成果で変わっている部分もありますので、そういった部分については、昨日申し上げましたように計画的に整備を進めて、また、案内板の内容等について検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 那須烏山市文化財継承、こちらのほうは、いっぱい数があって、なかなかすぐに、一遍にというわけにはいかないかもしれませんが、烏山城跡の国指定の機会もあります。そういう点では、訪れる方も多くなる。まだ、なかなかそういうハブ施設ができない。現場もできていないとなってしまうと、せっかくいらした方も、勉強に来られた学生さんもそうでしょうし、また興味があって那須烏山市を訪れる人にも、あまりいい印象を与えないのかなと思います。

結構、好きな人にとってはたまらない地域だと思っております。文化財巡りも、市外の方が非常に多く参加されて、楽しみにされている方が多いものですから、ぜひ、そういう点でも、執行部のほうでまた目を光らせて、そちらのほうにも光をしっかりと当てていただいて、那須烏山市の歴史、文化継承をぜひよろしくお願いいたしますと思います。

時間は余っておりますが、以上で私の質問を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で、2番福田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を13時10分といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の平塚議員の一般質問に対する執行部答弁に関し、追加答弁がございます。

大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 先ほど平塚議員から御質問がありました、後期高齢者の、昨年10月に2割に負担が増えた人数なんです、638人になります。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 議場内の皆様、こんにちは。7番矢板清枝でございます。

また、早朝より傍聴に来ていただいている、まだ残っていただいている方、本当にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスが5類に移行され、行動制限もなくなり、活動が本格化されていく中、本市の市内が活気に満ちあふれることを願っています。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。今回の質問は、学校給食センターの運営について、伴走型支援体制の構築について、COCOL Oプランの推進についての3項目です。

執行部におかれましては、誠意ある御答弁を御期待いたします。質問席から質問させていただきます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 学校給食センターの運営についてお伺いいたします。

本市の第三次総合計画では、安心安全な給食の提供を提唱していますが、安定も必要と考えます。安定した給食を提供するためには、栄養士の役割が大きいのと考えますが、2月15日と4月1日のお知らせ版において、二度にわたり学校給食センターの栄養士の募集がありました。栄養士募集の経緯及び採用についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校給食センター、栄養士の募集の経緯と採用について、お答えいたします。

学校給食センター内の栄養士の人数につきましては、昨年度までは県栄養士2名が配置されておりました。ただ、文部科学省が定める公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の配置基準である児童生徒数1,500人を下回ったことを受けまして、令和5年度から県職員の栄養士の配置が1名減の1名となったわけです。児童生徒数1,500人以上だと2名なんですけど、残念ながら本市はこの当時で1,470人ぐらいの児童生徒数ということで若干下回ってしまいました。

しかし、学校給食センターでは、一般常食と卵と乳の代替食品であります食物アレルギー対応食を調理にしており、食物アレルギー対応食は、一般常食とは別のアレルギー対応専門調理室において栄養士の立会いの下、アレルギー源が混入しないように厳密に管理し、専任調理員への調理過程等の指導を行っております。真ん中に遮蔽の壁がありますので、1人が行ったり来たりすると、かえってまたそこで別なアレルゲンが入ってしまうというおそれがあるので、やはり常時2名が必要だというふうに考えておりました。

また、一般常食につきましても、栄養士が立会い指導を行っている状況であります。栄養士の役割は重要であり、仮に栄養士1人体制になりますと、安全安心はもちろんのこと、安定的な給食提供ができなくなるおそれがあることから、市独自の策として、市採用の会計年度任用職員の栄養士を配置するため、広報お知らせ版において募集したところであります。

栄養士の資格を有している人は、他の資格に比べて少ないことから、栄養士の資格取得の専門履修ができる大学及び専門学校の卒業予定者にもお声をかけさせていただきましたが、1回目の募集では応募者がおりませんでした。このようなことから再募集を行うとともに、市職員における人海戦術等により、資格取得者の情報収集と幾度もの交渉を重ねた結果、5月15日付で新たに栄養士を採用することができました。

今後とも栄養士と連携しながら、安心安全、そして安定的な給食の提供に努めてまいります。

併せて、県の教育長会議のときに、1,500人という数は文部科学省で決めているので、これを動かすことができないのであれば、実際には子供たちだけじゃなくて、職員とか先生方、それから給食センターの職員の給食も作っていますので、それを入れると1,700人を超えるんです。だから、実際に作っている食数で配当基準を考えてくれと。文部科学省が基準云々というお答えもありましたが、そうじゃなくて、県単独でそのくらいできるだろうと。小学校の35人学級は、いち早く県のほうは自前でお金を出して、職員数を増やして35人学級を完成しましたので、現在は国のほうも35人になりましたから、はっきり言うと、その部分、余っているお金があるだろうというような話とかをしまして、ぜひ県単独での配置基準の変更をお願いしたいというような要求をしてみました。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今、丁寧な説明をいただきました。

それでは、再質問をさせていただきます。アレルギー対応専門の調理室というお話がさっきあったんですけども、栄養士は、先ほど、どのように立ち会っているのかというのを、もう一度明確にお話しいただければと思います。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 学校給食センターの調理ラインですが、アレルギーの原因となる物質のアレルゲンの空気感染を防止するために、一般常食の調理室とアレルギー対応専門の調理室において、2名の栄養士がそれぞれのラインに貼り付き、詳細な調理指示により、専門の器具を使用して、温度管理、作業時間、作業工程などをアレルゲンの混入に十分配慮しながら立ち会っているのが現状でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 教育長の答弁の中に、会計年度任用職員を採用したというふうにお伺いしたんですけれども、その栄養士さんは何月何日からお仕事というか、なさっているんでしょうか。そここのところをお願いします。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 会計年度任用職員の採用ですが、5月15日から勤務しております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、栄養士さんは5月15日からということなんですけれども、4月の1か月間というのはどのように対応なさっていたんでしょうか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 1か月間の対応ですけれども、現在の栄養士が一般常食の調理室とアレルギー対応専門の調理室を行き来することはありません。もし、アレルギー対応専門の調理室に入室が必要となれば、調理用の白衣、三角巾、シューズ、手袋、マスクなどを全て交換しなければなりません。

給食の配送時間は決まっておりますので、時間がかかり、配送が遅れることも予想されます。今月の4月からの約1か月は、栄養士は入室することなく、窓越しから指示や確認行為を行っておりました。通常より時間がかかりましたが、時間に遅れることなく配送はできております。以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、そのようだと、栄養士が1人というのは、休暇というのは取れたのでしょうか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 結果的には取れてはおりませんでした。アレルギー対応の指示ができなくなりますので、休むことになれば、その日はアレルギー対応食はできませんということになりますので、体調管理に気をつけていただいて、勤務をしていただいていた。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、先ほどの教育長答弁の中で、法律の配置基準というのが、児童生徒の人数が1,500人を下回ったら、令和5年度から県職員の栄養士の配置が1人体制になったということですが、減ったから、はい、そうですかということで、分かりましたという納得ではなく、先ほど教育長は一生懸命、県のほうに増員の要望というか、それをお話していただいているところだったんですけれども、私からも、やはり県への要望をしっかりと、また併せてやっていただければと思います。

基準はあくまでも基準ということで、全国的にも少子化が進んでいる中で、このような問題というのは那須烏山市だけではないと思うんです。県内、どんどんこのような状況になっていくと思いますので、それをまた積極的に県へ要望していただくというのも必要だと思いますので、もう一度、教育長に御答弁いただければと思います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 今後、継続的に、県の教育長会議は種類を変えて年間に五、六回ありますので、そのたびに、先ほど申し上げたように1,500人という数が動かせないのであれば、実際に作っている食数、児童生徒だけではなくて教職員その他を含めた数でできるよというふうな要望を続けてまいりたいと思っています。

ぜひ議員のほうからも、いろいろなお力添えをいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 子供たちの安心安全というところで、栄養士の確保というのが大事なことだというふうによくよく理解できました。

アレルギー対応ということが、調理業務、栄養士業務の中で、きちっと白衣を着替え、身なりを全部取替えながらその場所に入ってという、基準というのも本当に大変なことをクリアしながら調理されている。その安心安全を保っていただいているという、本当に大切なことだなということで、栄養士は、那須烏山市では2名が本当に必要だということが分かったので、続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

本市には、健康福祉課とこども課に栄養士が正職員としてそれぞれ1名ずつ配置されていますが、その理由と取組についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 管理栄養士の配置理由及び取組内容についてお答えします。

本市の管理栄養士は、平成21年度に初めて採用し、健康福祉課に配置いたしました。その後、平成28年度に1名追加採用し、こども課へ配置した経緯がございます。

健康福祉課に配置した理由としましては、ライフスタイルの変化とともに生活習慣病が増加し、メタボリックシンドロームの早期発見、保健指導として特定健診・特定保健指導が導入され、生活習慣病の発症及び重症化の予防強化が求められるようになったことによるものです。

こども課におきましては、健康福祉課同様に、生活習慣病の発症及び重症化の予防のほか、妊娠期のリスク軽減を目的として、食生活習慣、栄養に関わる指導や相談等の強化が求められ、特に幼少期に、保護者とその児童が食育に触れ、正しい知識と情報を身につけることは、生涯にわたり健康を維持していく上で大きな影響を及ぼすことから、母子保健の分野にも管理栄養

士を配置した次第であります。

現在、2名の管理栄養士は、先ほど申し上げました配置理由に沿って、それぞれの場面で企画、運営に携わっており、市民の健康増進に積極的に取り組んでいる状況であります。

先ほど学校教育課長の答弁にもありましたが、市の学校給食センターはアレルギー専用のレーンを造っております。そういうところは実は少ないんです。先駆けて造らせていただきましたので、その分、確かに栄養士が必要だというのが出てきています。今回のこども課と健康福祉課のほうは管理栄養士なので、ちょっと役割が違う場面がありますので、御了承をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 理由と取組については、了解いたしました。

それでは、再質問させていただきます。健康福祉課とこども課の管理栄養士の人事異動は可能なのでしょうか。

さらに、学校給食センターへの異動も可能なのでしょうか。学校給食センターへの異動ができるのであれば、考えてみてよいかと思うのですが、今、市長の答弁の中に、その話は触れていただいたんですけども、改めてもう一度、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今の御質問は兼務ができるのかということと、異動ができるのかという、その2点でよろしいでしょうか。

まず、兼務の話ですが、先ほど市長答弁があったとおり、管理栄養士だからこそできる特定保健指導、そういった個別の保健指導がございます。そのほか様々な保健指導を行っておりますので、兼務ということになると、先ほど学校教育課長から答弁があったとおり、給食は毎日のものがございます。ラインのチェックについては、かなり厳しいものがあるというふうに先ほど聞きましたので、なかなか兼務するという事は難しいのかなと感じております。実際に兼務するとなると、かなりの拘束時間を今度は取られてしまいますので、実際には多分できないだろうというふうに思っております。

異動という話になると、管理栄養士は当然、栄養士としての資格もありますので、十分異動はできますが、ただ、そうすると、本来のこども課、健康福祉課で従事すべき業務がまた滞ってしまいますので、なかなか異動というものは考えにくいと考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 次に、学校教育課長にお伺いいたします。

令和4年度までは2名とも栃木県の職員だということですが、何年ぐらいで異動してしまうのでしょうか。異動することにより、味が変わるということや、使用する食材の違いなどがあ

るのでしょうか。頻繁に栄養士が変わるということは、頻繁に味も変わるということだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 県の職員の異動ということですが、昨年の2名ですが、正職員が1名です。それと会計年度任用職員が1名でした。ここ数年の異動ですと、正職員の方で二、三年、会計年度任用職員ですと、ほぼ1年の異動ということになります。

味が変わるのかということですが、栄養士個々のこだわりはあるかと思えます。許容範囲の中での味の変化はあるかと思えます。例えばカレーのルーの濃さとか、そういったものについても、水っぽいか、ドロドロしているとか、そういったところの差は出ているかと思えます。

以前、私が聞いた話では、一時期、世界の料理を取り入れようということで取り入れて、大分好評だった時期があったらしいんですが、栄養士の方が異動してしまって、それはもうなくなったので残念だという話をしていた児童生徒がいたという話も聞いてはおります。

食材の購入につきましても、こだわりがあるということも聞いております。野菜の購入の際には、カット野菜を購入するとか、あとキュウリは真っすぐなものではなくては嫌だよというような、そういったリクエストもあるということは聞いております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、2年ほどで変わるというのは早いと思うんですが、こだわりがあって、本市の方針と異なる場合というのはあったのでしょうか。本市の学校給食に対して、しっかりと栄養士と市の職員で方針を理解し、一緒に進めていくことはできるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 方針の一貫性ということになりますけれども、市の方針というのは、やはりしっかりと理解していただいております、極端に異なっているということはないと思っております。栄養士の希望というのも、我々の中で許容範囲の中で、受け入れられるものは受けていこうとは思っております。お互い、相互理解ということで、学校給食センターの運営をしていこうとは思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 栄養士の在任期間というか異動ということで、学校教育課長から2年程度というような話がありましたが、平均するとというようなことで、人によっては長く

なる人もいます。

教職員、栄養士を含めて、人事異動に関しては地区教育長会議で決定しておりますので、例えば私のほうから、正式職員が1人しかいないので、これについては異動は当分やめてほしいとか、うちに残すとか、そういうふうな話はできますので、必ず2年たったら異動というわけではありません。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、市の第三次総合計画というものが出ているんですけども、給食について、安心安全な給食の提供というのがありますけれども、安定も必要だと考えます。2年で、先ほどおっしゃられていた、カレーについて言われたんですけど、カレーの口当たりというのが変わるということなく、安定した供給の提供をしたほうが、子供たちも保護者も安心して給食を食べられると思います。

それでは、3番目の質問に入ります。学校給食におけるアレルギー対応食の調理はどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） アレルギー対応食の調理について、お答えいたします。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、学校給食センターでは、児童9名、生徒4名の計13名に対して、卵と牛乳に対応した食物アレルギー対応食を提供しております。

栄養士の指揮の下、必ず調理前に保護者に確認をいただいている承諾書の内容を踏まえ、児童生徒の食べられない献立について事前確認を行っております。また、作業工程、代替食に使用する食材や調味料、使用する器具等の確認等につきましても、専任調理員が栄養士と綿密に情報の共有を図り、調理作業を開始いたします。

調理作業におきましては、アレルギー源の空気感染を防止するために、一般常食の調理室とは別に隔てたアレルギー対応専用の調理室において、栄養士が作成した食物アレルギー対応食の詳細な調理工程指示書に基づき、専用の調理器具を使用し、温度管理、作業時間、作業工程、衛生管理等、アレルギー原因食物の混入に十分配慮しながら、専用調理員が調理作業に従事しております。

調理作業後におきましては、誤配、誤食を防止するため、児童生徒個々のアレルギー対応専用の耐熱容器に料理別に配食いたします。また、耐熱容器、はし箱、トレーの食器類につきましても、学校名、学年、組、児童生徒名の個人情報をも明記し、さらにトレーにつきましても、一般常食とは異なる色合いと判別しやすいように工夫しております。

給食配送前の最終確認は、栄養士と専任調理員による目視と声かけにより細心の注意を払い、厳密に個人管理と安全管理に努めております。

給食配送車から各学校への受け取り時及び児童生徒へ給食を配膳するときにも、学校職員の見視により、アレルギー対応食の児童生徒の氏名等の確認を行い、確認状況につきましては記録をつける、そのようなことになっております。

アレルギー対応食の調理につきましては、栄養士と調理員との連携が必要不可欠でございます。今後も相互間で情報を共有し、事故等がないように安心安全で安定な安定的なアレルギー対応食の提供に努めてまいります。

議員の皆さんも、県とか他県からも、アレルギー対応の給食室を見たいということではいらっしゃるんですが、実は真ん中に壁があって、実際にはアレルギー対応食が観覧するところから見えないんです。その辺、残念なところなんですけど、ただ、だからといって中まで入れて見せるというわけにはいきませんので、配置についてはちょっと残念だったなというところがあるのはお伝えしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（洪井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、かなりの労力が必要だということが、今の教育長の答弁で分かりました。それについて了解いたしました。

今までいろいろ質問させていただいたんですけども、やはり栄養士が1名だけでは、アレルギー対応から考えても危険なのではないかと思っております。

さらに、栄養士が、2年ではなく長期でもいられるよということもおっしゃっていましたが、平均2年くらいということで、2年で栄養士が異動してしまうということであれば、栄養士の個性によって那須烏山市の給食に対する考え方も変わってしまうのではないかと思います。安定した給食の提供ができないのではないかと感じました。

さらに、県への要望もしているということですけども、聞き入れてくれるのは何年先になるか分からないというのが現状なのかなと感じた次第です。

市が募集しても、なかなか応募もない。安定した提供のためには、学校給食センターに市が栄養士を採用して、安定した給食の提供をするべきと考えます。やはり栄養士は2名体制で、その中に市で採用した栄養士がいて、那須烏山市の食育に対する考え方や、地産地消を十分に理解して献立を考えたりするなど、市の考えを継続して伝えていけるような栄養士の配置が必要であるということを要望させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。2番目の伴走型支援体制の構築について、お伺いいたします。出産後間もない母親や高齢者など、日常生活をする上で細かいところに手が回らず、家事支援を求める声が非常に多くなってきています。シルバー人材センターやファミリーサポートセンター、社会福祉協議会が運営する助っ人からすなど、幾つかのサポート事業がありますけ

れども、これらの取組の連携や一元化を図ることで、効果的に運用できる包括的な人材バンクの構築、運用が必要だと考えます。

市では、高齢、障害、育児、貧困といった、多様で複合的な地域生活課題について一体的な伴走型支援を行うための重層的支援体制を整備するとしていますが、体制整備の検討と併せ、包括的な人材バンクの構築についても一体的に検討を進めるべきと考えます。伴走型支援体制の再構築に向けた市の考えと具体的な進め方についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 伴走型支援体制の構築についてお答えいたします。

まず、本市の生活支援サポート事業につきましては、議員御指摘のとおり、シルバー人材センターやファミリーサポートセンター、社会福祉協議会が運営する助っ人からず等があり、それぞれにおいて事業を展開しているところであります。

令和5年3月に策定した第4期那須烏山市地域福祉計画・那須烏山市地域福祉活動計画におきましては、多様で複合的な地域生活課題の解決を図るため、一体的な伴走型支援を行うための重層的支援体制を整備することとしております。

議員御指摘の包括的な人材バンクの構築につきましては、ニーズに応じた円滑な支援を推進していく上で、非常に効果的な基盤になると考えております。将来的な包括的体制の整備を見据え、まずは、それぞれの事業所等で展開している事業内容や、人材についての情報の共有化を図り、支援を求める方の要望に適した事業所等につなぐ新たなネットワークの構築について、関係機関との連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

なかなかできなかったファミリーサポートセンターも、そろそろできそうな人材が集まってきたと情報を得ておりますので、前よりは進み方が一歩前進になるのかなと思います。ただ、ネットワーク構築までしかできていませんので、それが連携できるように、進めていくように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、再質問させていただきます。シルバー人材センター事業の会員数というのは、今現在は何人くらい登録されているのでしょうか。また、事業内容を把握されていれば、お伺いしたいと思ひます。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問に回答させていただきます。

まず、シルバー人材センターの会員数でございますが、令和5年3月現在156名でございます。

事業内容としましては、受託事業と派遣事業がございまして、受託事業は主に草刈り、草取

り、植木の手入れ、清掃等の請負業務でございます。派遣事業につきましては、学校等のスクールバス等の運転、工場内の製品梱包作業、ゴルフ場のカート清掃やバッグの運搬等となっております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、ファミリーサポートセンターは平成27年度から運用が開始されたんですけども、先ほど市長に答弁していただいたんですけど、運用が開始されそうな話を今いただいたんですけど、利用が上がり、現在までは仮死状態というような状況になっていましたけれども、今後はどのような計画がなされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、那須烏山市では平成27年に開設いたしましたが、利用の実績がなく、令和元年から休止しておりました。しかしながら、子育て世帯を包括的に支援する施策を模索する中で、事業実施の必要性が高いと判断しまして、令和5年9月の再稼働に向けて現在調整しているところでございます。

スケジュールといたしましては、先月まで提供会員、提供会員というのは援助を行いたい人です、の募集を行いまして、3名の応募があったところでございます。6月、7月で、その3名に対し研修会を実施いたしまして、7月から引き続き提供会員、また新たに依頼会員、今度は子育ての援助を受けたい方の募集を実施いたしまして、9月から事業を開始する予定としております。

会員の募集につきましては、お知らせ版、行政区の回覧、市のLINEなどを活用して行う予定としております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、次に、社会福祉協議会の助っ人からすの利用状況が分かりましたら、教えていただければと思います。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 社会福祉協議会の助っ人からすの利用状況でございます。

令和4年度の実績でございますが、利用希望者が84名いらっしゃいました。内訳としまして、お話し訪問のみが4名、お話し訪問に合わせまして、お助け訪問を希望された方が27名、お助け訪問のみの方が53名となっております。

お助け訪問の内容でございますが、家電の使い方の説明、電球交換、服の裾上げ、ごみの分別サポート、枝打ち等となっております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 将来的な包括体制の整備を見据えて、まずはそれぞれの事業所で展開している事業内容というのを今伺いましたんですけれども、人材についての情報の共有化を図っていくということなんです、支援を求める方の要望に適した事業所につなぐ新たなネットワークの構築というのが、これから必要だと思うんですけれども、これを関係機関の連携を図りながら検討していくということなんです、具体的な策というのは、今、検討段階だから策はないよというお話なんですか。あるのであれば、お話をいただければと思います。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問でございますが、議員御提案の人材バンクの新たな構築となりますと、人材も予算も必要となり、時間を要するものと考えております。

現状としましては、それぞれの機関におきまして個別のネットワークが既に存在し、機能しておりますが、そのネットワーク間において、それぞれがどのような業務を行えるか、完全には理解していないのかと考えております。

したがって、既存のネットワークをより有効に利用するため、関係機関で調整の上、それぞれの業務内容を分かりやすく表にまとめるなどの、おのおの情報共有を図ってまいりますように検討していきたいと考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） その取りまとめというのは決まっているのでしょうか。情報共有をしていただくこと、そして、表にまとめていくということなんですけれども、それをどこがやるのかというのは決まっているんですか。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問ですが、基本的に関係機関となりますと、現在、考えられるのは社会福祉協議会と、シルバー人材センターと、市健康福祉課という形なのかなと。併せてファミリーサポートセンターが参加されるという形だと思われま。

基本的には、それぞれの関係機関で行っている業務ですので、その方たちですり合わせしていただくのが基本なんです、お互いにやってくださいといっても、それは少し難しいと思うので、そこは市のほうでは関与していきたいとは考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 市が関与するというのは、健康福祉課で関与するという意味でよろしいのでしょうか。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 議員、御理解のとおりでございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それから、産後の子育て支援策として、助産婦等の専門職が、母親からの育児相談や、母親同士の仲間づくりを支援する産後サポート事業、おひさまが展開されています。

しかし、産婦は、子育てを行いながら身の回りの家事を行わなければならない、何らかの支援策を求める声も多いです。おひさま事業の一環として、家事支援が行えるような仕組みというのを構築できないか、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

児童福祉法の改正に伴いまして、令和6年4月から全市町村がこども家庭センターの設置に努めることが義務づけられました。こども家庭センターは、子供や子育て世帯を包括的に支援する拠点となる施設でございます。センターを設置することにより、妊産婦の支援から、いじめ、不登校の相談等、切れ目のない、まさに伴走型の支援を行うことが可能となります。

那須烏山市におきましても、令和6年4月のセンター開設に向け、現在、健康福祉課、学校教育課など、関係機関と調整を進めているところでございます。

矢板議員がおっしゃる家事の支援につきましても、こども家庭センター開設に向けての調整の中で検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） これから、こども家庭センターの設置に向けて動いていただいているということで、切れ目のない子育て支援ということをしっかきしていただきたいと思ひますし、社会福祉協議会、健康福祉課、またはシルバー人材センターなどのネットワークをしっかきと、形で、皆さんが共有をしながらやっいていくということ、今、話をお聞きして、これから一つのものに向かっ、どの課がどういふふうに向かっかじゃなく、みんなで共有をしながらやっいていくということが、これから先、那須烏山市にとって必要なのかなと思ひますので、ぜひともそこに力を入れていただい、その形をつくっていただい、と考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3番目のCOCOLOプランの推進について、お伺いいたします。

小中高等学校の不登校の児童生徒が急増し、約30万人となる中、文部科学省では誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを取りまとめ、令和5年3月31日付で、都道府県及び市町村教育委員会に発出いたしました。改めて、当プランの実現に向け、どのように取り組んでいくかをお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） COCOCOプランの実現に向けた本市の取組ということでお答えいたします。

当プランの実現に向けて、現状では適応指導教室の機能強化、多様な学びの場、居場所の確保の2点において、特に取組を進めております。

1つ目の教育支援センター機能強化につきましては、オンラインによる学校と生徒のつながりのサポートが挙げられます。例えば、朝、担任が適応指導教室、レインボーハウスでございますが、ここに来ている生徒とまなびPCでつながり、健康観察や課題の確認等を行っており、学校に足が向かない生徒も、先生と画面越しではありますが、顔を合わせることができ、安心材料となっています。

2つ目の多様な学びの場、居場所の確保につきましては、本市のレインボーハウス以外にも、高根沢町のフリースペースひよこの家や、大田原市のNPO法人えんがおとも連携している実績がございます。これらの通室に当たっては、在籍児童生徒の学校の校長先生と訪問し、学習環境や活動等について確認した上で連携を進めております。

COCOCOプランにあるその他の項目につきましては、学校と連携しながら、現在模索しているところであります。現在、取り組んでいるものに加え、一つでも多くの項目の実現に向け、学校や適応指導教室と協議してまいりたいと考えております。

現在、レインボーハウスのことでお話ししましたが、レインボーハウスにも足が向かない不登校の児童生徒は実際に多数存在しています。そういった児童生徒につきましては、まなびPC、1人1台パソコンがわたっていますので、それを不登校児童生徒にも渡して、学校の授業を少しでもそれで見られるような方策を現在取っているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 丁寧な答弁をいただきました。

それでは、再質問させていただきます。本市の不登校の人数というのが分かればお伺いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 不登校の人数ということですが、令和4年度末で、まずお答えさせていただきますと、全体で54名です。うち、中学校が46名です。直近のものですと、今年の4月のものですが、中学校が16名、小学校が3名になっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 本市のレインボーハウス以外にも、先ほどの教育長答弁で、高根沢町

のフリースペースひよこの家と、それから、大田原市のNPO法人えんがおというところなんですね、そこと連携を取っているということなんですが、レインボーハウスにも行けないようなお子さんがいらっしゃるという教育長のお話で、レインボーハウスのほかに、そのような場所と連携しているということは、どこかに自分に合う環境があるのかなと、そういうところとしっかり連携を取っていただいているということを知って、子供たちにとっても、保護者にとっても、本当によいことではないかなと感じました。

そこに本市から通っているお子さんというのは、把握されていますでしょうか。人数的にどのくらいいらっしゃるのでしょうか。分かりますでしょうか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 人数ですが、ひよこの家で1名です。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、誰一人取り残されない学びの保障の実現に向け体制整備を要望いたしまして、次の質問に入ります。

不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子供の保護者の会は非常に重要な役割を果たします。しかし、現状では行政からの支援はなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、保護者の会の設置は地域によって状況が様々であります。

そういった状況を受けて、今回のCOCOLOプランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して、保護者を支援すると明記されました。

そこで、不登校の児童生徒の保護者であれば誰でも自由に参加できる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、不登校の児童生徒の保護者を支援していくことが必要だと考えますけれども、今後の市の取組についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 保護者の会の設置について、お答えいたします。

議員御指摘の保護者の会は、本市では設置されておられません。しかしながら、保護者間での情報を共有する場を設けたり、指導教員や、すこやか推進担当と保護者とで小まめに連絡を取り合ったりするなど、連携を図っているところです。

レインボーハウスへの通室生はもちろんですが、各校の当該児童生徒の保護者の話にも耳を傾け、家庭での悩みや心配事についても相談に乗りながら、保護者との信頼関係の構築に努めております。

新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、保護者も交えたバーベキューなどを開いて交流を図っており、様々なアプローチで子供や保護者に寄り添った支援体制を充実させてまいりました。

本市には、残念ながら独自のスクールカウンセラーやソーシャルワーカーはおりません。教育事務所の本市担当のソーシャルワーカーが巡回しており、その際、児童生徒に保護者を含めた対応を、すこやか推進担当と協力して進めております。

今後は、感染症対策を十分に講じながら、対面による保護者同士もつながりが持てるような活動や取組を進めていく予定ですので、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 本市担当の教育事務所のソーシャルワーカーの方が巡回しているということなんですけれども、その方とすこやか推進室の方と連携を取っているということなんですけれども、どのぐらいの単位で来られているのでしょうか。月単位とか週単位とか、巡回しているのでしょうか、それとも毎日ではなく、常駐していないけれども、どのような形で、那須烏山市に配置されているのでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 一応、教育事務所のスクールソーシャルワーカーについては2名ということですので、3市3町が塩谷南那須地区にはございますので、大体1人3つの市町を受け持って回っているということで、毎日本市に来るというわけではございません。多くて週1回か2回というような形になりますが、ただ、こういう事情があるので来てほしいということであれば、スクールカウンセラーは3名、事務所にはおりますので、そちらについても順次、状況に応じて、こちらに来ていただけるというようなことで対応をしている状況です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） その2名の方、それからスクールカウンセラーの2名の方でいいのでしょうか。その方で、今、対応できている、足りているというか、言い方がちょっと不足していると思うんですけれども、その方で、今、問題の不登校に対応できている状況なんですか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） カウンセリングの部分で見ますと、学校教育課内にあります、すこやか推進室で心理士が3名おります。昨年までは心理士2名で執務を行っていたんですが、やはり相談件数が最近増えてきております。それと、心理士が各学校に訪問している間に電話で相談をしたいという方がいます。そういう相談をしたい方というのは、やはり決心をして電

話をしてくれる、勇気を持って電話をしてくれる方だと思います。そういうときに限って心理士がいなくなると、せっかくの機会がなくなってしまう。そういったことを考えまして、令和5年度から3名体制で心理士は執務をしております。

それと、先ほどお話がありました、スクールソーシャルワーカーとは連携を取って、いろんな事案で情報を共有しながら対応しておりますので、現在の中では十分な対応ができていると思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今後、児童生徒の悩みというのは、なかなか人それぞれ、個々に違いますので、どんどん、今後、こういう状況の子、不登校になってしまうような環境にあるお子さんが増えていくのではないかと。また、ほかのケース、いろいろなケースがあるんですけども、児童虐待とか、今日、午前中の一般質問でもありましたヤングケアラーの問題とか、そういうものも全てスクールソーシャルワーカー、カウンセラー、そういう方が中心となって対応していかなければならないと、そういうふうに感じていますので、できれば、那須烏山市でも、1人でもいいから、スクールソーシャルワーカーがいらっしゃればなと思っています。これは私の要望になりますので、お答えはなかなかできないと思うんですけども、ここをしっかりと踏まえた中で、今後につないでいただければと思います。

それでは、3番目の質問に入ります。不登校の児童生徒は一人ひとりの状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うために多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要です。

教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルームなどを市内の全ての小中学校に設置する必要があると考えますが、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） スペシャルサポートルーム等の設置についてお答えいたします。

現在、本市のスペシャルサポートルームの設置状況につきましては、施設や教職員の体制面での課題が存在しており、全ての学校に設置することは困難なことから、各学校が可能な範囲で対応しております。

小学校では、主に保健室が児童の休憩場所になっていたり、中学校では、個別学習室を設置していたりするところもあります。しかしながら、学習指導までとなると対応が難しく、空き時間の先生が様子を見に行く等の対応にとどまっております。学校内でも課題に感じているところではあります。

また、設置が困難な学校においては、家庭訪問や放課後登校で学習サポートを行うなど、子

供たちの状態や学校内の状況に応じた柔軟な対応により、一人ひとりに寄り添った支援を行っております。

今後は、学校側とニーズや課題について共有し、全ての子供たちが学習に集中できる環境を提供するための対応策について検討してまいります。

今回、文部科学省のほうで出しているスペシャルサポートルームの設置については、はっきり申し上げると、学校には空き教室がありますので、そこをスペシャルサポートルームと名づけることは簡単なことなんです、実際に運営するとなると、そこに特別な担当職員がいなければならないとか、私はそう思うんですが、そういったところまで、文部科学省の今回の提言は触れていませんので、今後、やはり教育長会議その他で、一体どのような形で実際に運営していけばよいのか。それから、教職員の加配とか特別配当があるのかとか、そういうものがなければ、なかなか今の体制で全部やりなさいと、これはできないので、そういった部分について、さらに県を通じて文部科学省その他に要望していきたいと。先ほどと同じですが、議員のお力もお借りすることもあるかもしれません。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 教育長の答弁で、先生方のきめ細やかな対応がなされているということをお聞きして、安心いたしましたし、本当に感謝申し上げたいと思います。

スペシャルサポートルームというのは、部屋だけを設置するというのではなくて、やはり人材をしっかりとそこに置かなければならないという、それが、午前中の福田議員の一般質問にもありましたけれども、先生の職員数が足りないという、そこに至ってしまうと思います。今後の課題になっていくと思いますので、しっかりと検討し、そこに向けてやっていきたいと思っておりますし、協議をしていただければと思っています。

それでは、4番目の質問に入ります。学校の授業を、不登校の子供の自宅や校内のスペシャルサポートルームなど、また、レインボーハウスに配信し、オンライン指導ができる指導体制を確立すべきと考えますけれども、現状と今後の取組について、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） オンライン指導できる指導体制の確立についてお答えいたします。

不登校の子供たちを対象にしたオンラインによる指導体制は、一部の中学校で実施しております。今後、全ての学校で指導体制を整える予定です。特に、遠隔授業による学習指導については、指導法に関わる技術的な面やネットワーク環境の改善など、改善しなければならない課題が存在しており、改善の方法を研究しているところでございます。

実際に取り組まれている例といたしましては、欠席している児童生徒を対象に、オンライン授業の提供について保護者に周知したり、レインボーハウスに通室している子供たちに、本人

専用のクラスルームを担当の先生が開設し、朝の会や課題の確認等を行ったりしております。いずれも子供たちのニーズに合わせ、少しでも学校のつながりを切らない、そうした工夫として取り組まれている例でございます。

双方向での授業となると、時間割の調整や課題の提示から提出まで、細やかに対応する必要が生じてしまい、対象となる児童生徒が複数名となった場合、1人の教員では対応し切れなくなるのが予想されます。

また、自宅においてオンライン授業をする場合、予定の時刻までに端末の前に座って準備を整えておく必要があり、家庭の理解と協力が欠かせません。

今後は、学校の組織的な指導体制の見直しを図りつつ、通室生のニーズや、通室時間に応じたオンラインの授業計画や先生とのコミュニケーションの確保など、オンラインのメリットを生かした取組に努めてまいります。これはもちろん、レインボーハウスに通室している子供たちに限らず、不登校児童生徒全てに対して、そのようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） オンラインの授業を進めるに当たり解決しなければならない課題がたくさんあるということも、教育長の答弁で分かりました。COCOLOプランの実現に向けた取組をお願いいたしまして、最後の質問に入ります。

自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センターなどの不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中、そういった場での学びが学習成果として評価されないため、調査書、内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学への選択が制限されているという問題があります。

不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅や、スペシャルサポートルームや、レインボーハウスなどでの学びを確実に学校での成績に反映させることが重要であると考えますけれども、市内の中学校における現状と今後の取組について、お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 矢板議員がおっしゃるとおり、各通室またはオンライン授業での内容等についての確認作業を成績に反映していくということでございますが、当然それはなされなければならないとは思っております。

ただ、どのような確認の仕方をするか。そしてまた、逆に通常の授業に出ている生徒との格差をどういうふうに関消していくか、また、それは双方とも納得できるような形というのを、今後、学校関係者とか有識者等の意見を聞きながら、制度的な完成を目指していきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 一人ひとり、問題となっていることの違いや、家庭環境の違いがあり、支援の先生方も御苦労されていると思います。しかし、誰一人取り残されない学びの保障であるCOCOLOプランの実現に向けた取組をよろしく願います。

以上です。

○議長（渋井由放） 以上で、7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（渋井由放） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日6月9日金曜日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

[午後 2時11分散会]